

平成 2 1 年第 1 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

2 月 2 5 日（水）午前 1

0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（柳議長）
- 日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 加藤教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 施政方針表明（岩澤町長）
- 日程第 7 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- て
- 日程第 9 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度嵐山町老人保健特別会計予算議定について
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- いて
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- て
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 町道路線を廃止することについて（開発行為・越畑地内）
- 日程第 1 6 議案第 2 7 号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）

日程第 17 議案第 28 号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

日程第 18 議案第 29 号 町道路線を認定することについて（開発行為・越畑地内）

日程第 19 議案第 30 号 町道路線を認定することについて（開発行為・川島地内）

○出席議員（１４名）

１番	畠山美幸	議員	２番	青柳賢治	議員
３番	金丸友章	議員	４番	長島邦夫	議員
５番	吉場道雄	議員	６番	藤野幹男	議員
７番	河井勝久	議員	８番	村田廣宣	議員
９番	川口浩史	議員	１０番	清水正之	議員
１１番	安藤欣男	議員	１２番	松本美子	議員
１３番	渋谷登美子	議員	１４番	柳勝次	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		杉	田	豊
書	記	菅	原	子
書	記	石	橋	仁

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町		長					
高	橋	兼	次	副	町	長					
安	藤		實	総	務	課	長				
金	井	三	雄	政	策	経営	課	長			
富	岡	文	雄	税	務	課	長				
中	嶋	秀	雄	町	民	課	長				
井	上	裕	美	健	康	福祉	課	長			
田	邊	淑	宏	環	境	課	長				
水	島	晴	夫	産	業	振興	課	長			
木	村	一	夫	都	市	整備	課	長			
小	澤		博	上	下	水道	課	長			
安	藤	高	二	会	計	管理者	兼	会	計	課	長
加	藤	信	幸	教	育	長					
小	林	一	好	教	育	委員会	学	務	課	長	
田	幡	幸	信	教	育	委員会	生涯	学	習	課	長

水 島 晴 夫

農業委員会事務局次長
産業振興課課長兼務

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 14 名であります。定足数に達しております。よって、平成 21 年嵐山町議会第1回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時02分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第8番議員 村 田 廣 宣 議員

第9番議員 川 口 浩 史 議員

第 10 番議員 清 水 正 之 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にして去る2月 18 日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、金井政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例9件、予算12件、その他7件、計28件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は本日2月25日から3月16日までの20日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日25日から3月16日までの20日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの20日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの12月定例会において可決されました議員提出議案第17号「〈協同労働の協同組合法(仮称)〉の速やかな制定を求める意見書」につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、条例9件、予算12件、その他7件の計28件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、12月定例会から1月末までの間の議会活動状況につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議員派遣について報告いたします。平成21年2月5日に東松山市の紫雲閣において、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

平成20年11月14日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉

県町村議会議長会主催の議会広報研修会に議会報編集委員2名が出席いたしました。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成21年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜りまして、平成21年度予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためにまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、条例9件、予算12件、その他7件の計28件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案のどおり可決、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成20年12月から平成21年1月まで主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会に関する行政報告でありますがお手元の122条による事務に関する説明書のとおりでございます。ご高覧をいただきたいと思います。私のほうから2点ほどご報告をさせていただきます。

1点は、嵐山幼稚園の改修工事及び今後の予定と、それから2点目はお

手元にございます新しい試みでありますけれども、教育委員会点検・評価報告書についてご報告を申し上げます。

1点目は、資料はございせんが、嵐山幼稚園、旧鎌形小学校の改修でございせんが、おかげさまで順調に進めておりまして、引っ越しが3月の28日の土曜日に引っ越しを予定しております。開園式並びに見学会については、4月の4日土曜日10時から開園式及び見学会を予定しております。議員の皆様方にも後日ご案内を申し上げますので、ぜひともご出席を賜りたいと存じます。10時から開園式並びに見学会と。

なお、午後は保護者の皆さん、それから園児の皆さん方にもご見学をいただく予定であります。

なお、開園式、見学会には地元鎌形の皆様方にもご案内を申し上げ、ぜひごらんいただきたいと思っております。新しい幼稚園での入園式は、4月の9日を予定をしております。

なお、この間園児については、3月中に試しの活動、一連の動きだとか新しい幼稚園での活動も予定しております。また、保護者の皆さん方は進んで清掃活動にもご参加いただける予定でございせん。

2点目は、お手元に教育委員会点検・評価報告書と右上にオオムラサキのチョウのマークがございせん。これをごらんいただきたいと存じます。これにつきましては、おあげいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思ひます。はじめにという1がありますけれども、これは20年の4月に法律改正施行になりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び施行について点検評価をせなさい。そして、報告書を作成して、議会に提出するとともに公表しなければならないという法改正に基づきまして改正するものでございせん。

具体的にどのような点検をするかというのは、各教育委員会に一任されているわけでありまして、2の点検評価の基本方針、1 目的、2 点検評価の対象及び方法でございせんが、ページ15ページをお開きいただきたいと存じます。ページ15は年度当初に議員の皆様にもお配りしております毎年定めます嵐山幼稚園教育行政の重点施策がございせん。大きく6本の柱で年度に取り組む重点施策、その中で例えば15ページの1の大きな柱、創意を生かし、特色ある学校づくりをめざすという大柱の中で、特に今年度重点的に取り組む施策について、網かけの部分がございせん。それらについて点検をすると。それで評価をすると、こういう方法をとらせていただきました。

具体的に2ページをお開きいただきたいと存じます。今年度特に重点的

に取り組む施策を取り上げて点検評価をさせていただきました。表の見方ですが、重点施策、大きな柱がございまして、中柱があります。そして、今年重点的に取り組むこの施策の中身として、1と2、例えば三つの達成目標、それから学校の支援体制の強化、これの目的、そして今年教育委員会として取り組んだ主な取り組み、そして最後に施策の評価、それから課題等を具体的に掲載してございます。以下、同じようなスタイルでそれぞれの重点施策についての取り組み、評価をさせていただいております。

なお、今年度は4月1日施行でございますので、本来ならばその年度のすべての結果を報告する。したがって、今年は中間報告になりますけれども、来年度からは大体その前年度の結果が取りまとまる9月議会に提出をさせていただく予定であります。

なお、教育委員会としての説明責任を町民の皆様に果たすという意味では、町のホームページでこれを公表する予定でございます。いずれにいたしましても、みずからの権限に属する事務の点検評価を行って、適正な、そして効率的な事務の管理執行に努めてまいりたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の報告を行います。

記とあります下から朗読をもって報告といたします。

本委員会は「鎌形上大ヶ谷の開発について」と「情報システムについて」件を調査研究するため1月23日並びに2月4日に委員会を開いた。「鎌形上大ヶ谷の開発について」は中間報告とし、「情報システムについて」は最終報告とする。

1「鎌形上大ヶ谷の開発について」

(1)12月議会後の経過

①都市整備課長の報告

都市計画の申請書は県に進達し、審査は終わっています。現在、県では農地転用について協議中です。このような審査をしている中で、昨年、タイケン学園から「改良土について使用しない」という連絡が県にあ

りました。ですから昨年の 11 月、総務経済常任委員の皆さんが見に言った改良地は使わないということです。詳しい事情はわかりませんが、農林部では土についての協議がされているようです。

②政策経営課長の報告

町とタイケン学園との契約書の案を作成しました。1条から7条までは一般的な町の土地売買契約書の内容です。新たに追加したものは8条の用途指定で、これはグラウンド敷地としての用途に供するようにしてあります。9条は指定用途の 10 年以内で、2年以内にしました。10条の指定用途の期間は、学校であるのでなるべく長く10年間にしました。11条は売買土地の譲渡禁止、12条は買戻し条項で、義務に違反した場合、売買代金を返還して買い戻すということです。13条、14条は町の埋立て条例と施行規則で定める土壌基準にあったものを使用すること。15条は協定が成立しなければ契約しませんということで、16条は以上のような義務を履行しない場合は、契約を解除し、17条は原状回復、18条は損害賠償の項目です。以下の条項として有益費等の請求権の放棄や返還金、民法の原則であります信義原則を入れ、誠実に履行することを求めています。最後にこの契約は嵐山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による町議会の議決をもって本契約とするという案にしました。

(2)鳩山町の視察

本委員会は鎌形上大ヶ谷の開発を調査研究する中で、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(以下「県土砂条例」という。)を調査してきた。県土砂条例は、適用除外の条項があり、市町村独自に審査して許認可をするというものである。すでにさいたま市、川越市、桶川市、鳩山町が独自に行っており、昨年4月から毛呂山町も適用除外を受けた。果たして独自で行う方がよいのかということで鳩山町を視察することにした。鳩山町は事前に9項目に渡って質問内容を送っておいだったので、その質問から答えていただいた。

問 過去の残土・埋め立てによる被害・環境への影響

答 鳩山町の地形は丘陵地で、資材置場と称して農地適用許可を得て、不法な埋立てを行ったものがあります。平成17年5月に埼玉県が発表した「3,000平方メートル以上の廃棄物の山」は県内に91カ所あり、そのうち東松山環境管理事務所内が22カ所、うち鳩山町には7カ所もあります。町内の廃棄物の山の面積3万7,191平方メートル、総量は20万4,000立方メートルで廃棄物の種類は主に建設系廃棄物となっています。

町では、手をこまねいているだけでなく、撤去指導や改善命令を出して

いますが、原状復帰に至っていないのが現状です。

問 県土砂条例の適用除外とする鳩山町条例を制定した理由

答 鳩山町環境保全審議会では、当初 300 平方メートル以上で 3,000 平方メートル未満については、町条例で対応し、3,000 平方メートルを超えるものについては、県土砂条例の適用とする案でした。しかし、パブリックコメントを実施した結果、「苦情や要望に早急に対応できることや県土砂条例では事前説明会を義務づけていないこと。また、県では周辺住民の意向を聞き入れてもらえない心配がある。」等の意見が寄せられました。こうした町民の意見により県土砂条例を適用除外としました。なお、森林法は適用除外でないので、事業規模が1ヘクタールを超えるものは森林法の林地開発許可と町のたい積条例の許可の両方が必要となります。

問 条例制定後の土砂のたい積の申請状況

答 たい積条例許可状況

ということで表をいただきました。ごらんの表がそうです。例えば平成16年度が資材置場で7件ありまして、面積で1万8,461平方メートル。たい積で件数で1件、これ面積とありますが、これたい積ですから、たい積のほうが正確だと思うのです、量としたほうが正確だと思うのですけれども、364、これ立方メートルであると思います。合計で8件、1万8,825ということであります。後はご高覧いただきたいと思います。

問 資力・信用力の判断基準について

答 この判断基準は明確に定めていません。しかし申請に当たっての添付書類として申請者及び元請負人の納税証明書などを義務づけています。なお信用力については、以前に廃棄物の山を造った業者が申請した場合に、改善措置を履行した後でないといけないようにしています。

問 定期報告が1カ月ごとである理由

答 県は3カ月に1回の定期報告と6カ月に1回の汚染調査を実施しています。町でも6カ月に1回の汚染調査を義務付けていますが、ほとんどのたい積が小規模優良業者のストックヤードであるため、これがかなりの負担となっているので、汚染調査までは求めていないのが現状です。定期報告を1カ月ごとの報告としたのは、毎月の土砂の出入りを把握するためです。

問 条例に対しての違反があったか否か、あった場合の具体的内容について

答 たい積条例に規定する許可業者は町内建設業者がほとんどのため、条例に違反する業者はありませんが、問題なのは、所謂いわくつきの業者です。このような業者は町の指導など無視するので、県や警察に相

談・協議している状態です。

問 事業者の条例遵守の状況によって鳩山町の業務量と職員体制について

答 許可を得てたい積を行っている事業者は、おおむね条例は遵守されています。業務量と職員体制ですが、埋め立ての相談には2人体制で計画を聞きます。許可をした場合、施工について随時現地確認を行います。申請件数が少ないので業務量は、さほど多くありませんが、難しい事案が起ると現有体制では処理困難になるので はないかと危惧しています。

問 条例の適用除外に森林法・都市計画法第29条・農地法第4条、第5条が定められているが、都市計画法・農地法による土砂のたい積の事例はないのか。

答 森林法は適用除外ではありません。都市計画法・農地法による土砂のたい積はありません。ただ次のような例がありました。農地適用申請許可を得て埋め立てを行った際、隣接して住宅があり、陽が遮られるという事案がありました。農地法では、隣接農地の同意は必要ですが、住宅地の方の同意は求めているため、土地所有者が説明したものの、詳細な説明ではなかったため、工事終了後日照権の問題が起こったのです。この問題は議会でも取り上げられ、埼玉県でも現地確認調査を行うなど、農地法による埋立行為の規制については、今後の課題であると考えています。

問 条例制定後の効果

答 都心から50キロ県内にあることから、業者が建設残土を処分するのに格好の場所であると考えられ、初めにも紹介したような数字でした。これが県土砂条例の適用除外を受け、町条例で規制強化を行った結果、無秩序なたい積の件数が大幅に減ったと考えています。

以上のような内容であった。

なお、鎌形上大ヶ谷の埋め立てについては、鳩山町の道路を通る予定であるため、鳩山町も高い関心を持っていた。そのためこちらが知り得た情報も伝え、お互い情報交換も行った。

本委員会では、今後も鳩山町との情報交換は必要だと考え、町に鳩山町との情報交換を適宜、行うよう求めます。

以上で「鎌形上大ヶ谷の開発について」は、引き続き調査研究したいので中間報告とします。

2 「情報システムについて」

(1) 1月23日の委員会

当時は政策経営課の金井課長並びに前田政策経営担当主査に出席い

ただき、説明を求めた。その説明は主に次のとおりである。

昭和 55 年ころからOA化が始まり、コピー、ファックス、ワープロなどが登場し、手作業から電算処理へと変わってきました。しかし電算処理は業務ごとでした。このころは住民情報や税、福祉などのデータを手作業でやっていましたが、それをコンピュータを使って効率的に処理することができるようになり、職員の作業の軽減になりました。しかし契約をみると、特定の業者がシステムをつくっていたため業者に依存したり、データの互換性がなく、競争がない状況でした。

平成 13 年ころから情報技術の革新によって、高性能な小型のパソコンが出てきました。小型で高性能になったため、いろいろな業者がシステムを開発するようになり、業者に依存していたものが、競争によりシステムを選べるようにもなりました。これはコストにも反映していて、電算システムがふえているわりには経費がかかっていませんでした。もちろん、住民情報システム、税システムなど特殊なシステムはまだまだ業者に依存しています。

このIT化が一段落した平成 18 年から国は第二次戦略を立て、ICT化を進めています。ICTのCとはコミュニケーションです。つまり情報の提供と共有化です。インターネット、eメール、携帯電話などで行われています。

また、共同アウトソーシングも進めようとしています。電子申告や介護保険、文書管理システムなど同じ業務を関係する市町村で一緒に実施する考え方です。費用は、単独で導入するより複数の市町村で導入する分、コストが下がってきます。

以上のような説明後、質疑に移った。

問 共同アウトソーシングの具体例をもう少し詳しく。

答 税の電子申告として住基カードを使って自宅からオンラインで確定申告ができるLタックスやELタックス、電子入札もそうです。埼玉県独自では、文書管理システムなどがあります。

問 共同アウトソーシングは、1台の大きなコンピュータに複数の自治体が接続するということか。

答 そうということです。電算センターのような情報センターをつくり、そこにつなげていくということです。

問 将来的に予算書や決算書も共通の形式でできるのか。そうなれば各市町村との比較がやりやすくなる。

答 共同アウトソーシングは、各市町村独自の形式を共通化することが必要です。「この形式でみんなで行いましょう」となれば、予算書や決算書もできます。

問 コミュニケーションは良い点もあるが、一方では迷惑メールの問題もあ

るのでは。

答 迷惑メールは、役場にも1日 200 から 300 件来ています。これだけの迷惑メールが来ると、まともなメールを見きわめるのに1時間位はかかります。そのため今はメールをやめて、簡易な電子申請システムの形で意見をもらっています。

(2)2月4日の委員会

当日は政策経営課の中島政策経営担当副課長並びに前田政策経営担当主査に出席いただき、説明を求めた。その説明は主に次のとおりである。

今回はパワーポイント(パソコンの画面に文字が上や下から流れるように出てくるシステム)を使ってICTを使った住民サービスの事例を説明します。初めに、オンデマンド交通システムについてです。通常のバス路線は、乗客がいてもいなくても巡回しますが、オンデマンド交通の場合、乗客は会員になっていただき、乗る場合予約をすると会員が決めたバス停にバスが回ってくるシステムです。今までは人がバスに合わせていましたが、オンデマンドはバスが人に合わせます。無駄がなく、乗合い効率が高まるためCO2の削減にもなります。運用にかかるシステムの費用ですが、サーバーの分が1カ月 1,600 人の利用者数として6万 6,150 円、車載器の費用が1カ月2万 4,150 円です。合わせて9万 300 円です。

次に、高齢者見守りサービスです。今では携帯電話会社、警備会社、行政、いろんなパターンがあります。今回は民間の業者がやっているものを説明します。まず緊急通報システムですが、お客様に携帯電話のような発信機を持ってもらい、何かあった場合にボタンを押すと管理センターにつながり、管理センターから登録してある家族に通報がいきます。家族が行けない場合もありますので、警備会社にも連絡がいき、警備員が行くのがこのシステムのポイントです。安否確認もあります。人の動きを換地するセンサーをつけます。一定の期間、反応がないと通報がセンターにいて、上記のように家族や警備会社へ連絡がいきます。利用料金は、機器の設置費が4万 2,000 円、それに月額 4,515 円です。

以上のような説明であった。

このあと、どのような提言をするのか意見集約を図った結果、次のようなまとめを行った。

<まとめ>

①町もパワーポイントを使い、町民にわかりやすい説明や情報提供が必要です。そのために台数も増やしてください。ともすると、説明者の説明がどこを話しているのかわからなくなることがありますが、パワーポイントだと説明の進みぐあいに応じて文字が出てくるため、わからなくなることはいま

ん。聞いている側に十分伝わります。視察に行くとパワーポイントで説明してくれるところが多くあり、昨年本委員会が視察した新潟市の消防団や川口町での説明も、パワーポイントを使用していたことを付記しておきます。

②情報システムを活用した高い住民サービスの提供を求めます。

説明であったオンデマンド交通や高齢者の見守りは、高齢者の交通事故減少や孤独死を防ぐことにつながっていくものと考えます。このように情報システムの活用で高い住民サービスの提供ができます。そのため種々のシステムを研究し、嵐山町に合ったものを活用するよう求めます。

以上のまとめを行い、閉会中の特定事件として調査研究してきた「情報システム」は、最終報告とします。

以上です。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 2ページの鳩山の関係で今川口委員長さんは表の中ですが、たい積等については、面積でなく立米だというふうなことをおっしゃいましたが、そういうふうに私は聞いたのですが、これは面積だというふうに私は思うのですが、どちらなのでしょう。

それともう1点、19 年は 18 年がゼロだったのですが、ふえて、たい積等は2件で 2,033、この内容的なことにつきましては、幾らかお聞きしたのでしょうか。その2点をお願いいたします。

それからもう1点、情報システムのことにつきましては、いろいろ詳しく報告をされていまして、理解ができるわけですが、1点だけ、このまとめの中にあります町もパワーポイントを使いということで、この台数をふやしてくださいという要望がありますが、現在このパワーポイントは嵐山町としてはどこどこで持っているのか、お聞きしてありますか、お伺いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 たい積の単位ですが、私はこれ見たとき、単位としては立方メートルかなというふうに思っていたのですが、ちょっとこれを読んでいたときに、平方メートルのほうが正しいのかなと思いました。いずれにしても確認してないのです……恐らく面積かもしれません。

それと 19 年というか、この表の中身については伺っておりませんので、詳しいのはちょっとわからないわけです。

それから、パワーポイントなのですが、町に今2台あると言ったのかな……

2台ですね。よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 再質問ですか。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) あのたい積の関係は、まだ川口委員長さんはつきりしないというようなことを言っておりますが、面積だというふうに私は思うのですが.....

〔何事か言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) そうだよ、私はそう思うのだけど、そうでないようなことをおっしゃているから、どうなのかなという疑問が残っているわけです。

それから、どことどこということもお聞きしてありますが、いかがでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 これはたい積をしている面積をあらわしているものだというふうに思います。私の誤解でありました。よろしくご訂正いただきたいと思います。

それから、パワーポイントですが.....

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 引き続き答弁を求めます。

○川口浩史総務経済常任委員長 パワーポイントに関してなのですが、この現代技術を推移したものに、なかなか私も理解が進まなくなっているのですが、これも、パワーポイントはシステムのことで、台数としてみるのはプロジェクターであるということなのです。そのプロジェクターは福祉と教育委員会の生涯学習課にあるということであります。うち1台は今壊れているということです。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 1点だけ確認をしておきたいのですが、鎌形の開発の関係で契約書の案ができたというふうに書かれてますけれども、この契約書の案については、8条以降が新たにつけ加えられた契約内容かなというふうに思うのですけれども、いずれその契約書については、議会のほうに出てくるとは思うのですけれども、1点はタイケン学園のほうにもう提示がしであるのかどうか。そして、その契約書の内容について、総務経済常任委員会では検討したのだと思うのですが、その契約書の内容については、総務経済常任委員会の中ではその契約書でオーケーという結論を出したのでしょうか。その2点だけお聞きします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 タイケン学園に提示したかどうかということですが、これは委員会としては町側に確認はしておりません。

それから、この内容でよいかということでのご質問ですが、何て申しましょうか、ちょっと時間的な制約もありましたので、説明を受けたということにとどまっているという状況です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、報告書では一応課長のほうの報告の内容が載っているわけですがけれども、いずれにしても今委員長の報告は中間報告という形ですから、今後この契約書の内容については、精査をしていくという形で産業建設委員会の中でその契約書についての内容を調査をして、産業建設委員会として結論を出していくという考え方があるのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 契約書の案につきましては、各議員の皆さんにも配られておりますので、内容的にはおわかりだと思うのですが、議会が契約書の中身まで踏み込めるのかというのがちょっと私の中にありますので、その辺はよく調べていって、もしできるのであればそういう方向もしていきたいというふうには思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 ないようですので、委員長はお戻りください。

ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務報告を終わります。

◎施政方針表明

○柳 勝次議長 日程第6、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 平成21年第1回の定例会の開会に当たりまして、新年度の町政運営に関する基本的な考え方、そして予算の概要について所信を申し上げます。

昨年の町長選挙におきましては多くの町民の方々のご支持をいただき、これから4年間の嵐山町のかじ取りを仰せつかることになりました。ご批判

をいただいた方々のご意見にも真摯に耳を傾けまして、嵐山町が大きく飛躍できるよう全身全霊を傾けてまいりたいと存じます。

さて、昨年9月15日のアメリカ証券大手リーマン・ブラザーズが破綻した以降、世界的な金融危機の影響から世界経済は大きく落ち込み、我が国日本においても過去類を見ないような急速な景気の落ち込みが連日報道されております。これまで日本経済を引っ張ってきた企業が過去最高の赤字を出すといった記事やそれに伴ういわゆる「派遣切り」といった暗いニュースがマスコミで報道されています。

IMF(国際通貨基金)では、日本の2009年のGDP(国内総生産)の實質成長率見通しもマイナス2.6%と予想されるなど「100年に一度」とマスコミ報道にもあるとおり、今年の日本経済も先行きが大変不透明となっております。

アメリカでは1月20日、バラク・オバマ氏がアフリカ系アメリカ人として初の大統領に就任しました。オバマ大統領は、変革を唱えて大統領選挙に当選したことは、皆様ご存じのとおりでございます。我が国日本におきましても、先ほど申しました経済危機、それに端を発した雇用形態、少子高齢及び人口減少社会に対応したこれまでの社会保障に対するあり方、第2期地方分権改革などさまざまな制度において変革期を迎えております。国・県においてはさまざまな動きがあり、なおかつ経済対策などは急を要するものも含んでおり、我が町におきましても適切に対処してまいりたいと考えております。

国・地方をあわせた長期債務残高は20年度末には778兆円になり、さらに企業の業績悪化に伴う税収減といった中、地方財政は引き続き厳しい状況に変わりはありませんが、町民の皆様のためを第一義としてさまざまな施策を講じてまいりたいと存じます。

さて、編成した平成21年度予算案は、一般会計55億3,200万円、対前年度比2.6%減、国民健康保険特別会計18億3,878万2,000円、対前年度比2.3%増、老人保健特別会計804万4,000円、対前年度比92.8%減、後期高齢者医療特別会計1億3,973万1,000円、対前年度比3.9%減、介護保険特別会計8億8,554万7,000円、対前年度比7.0%減、下水道事業特別会計7億7,324万6,000万円、対前年度比0.8%増、水道事業会計7億9,239万5,000円、対前年度比3.8%増、予算総額は99億6,974万4,000円、対前年度比2.4%減となります。

一般会計の歳入においては、町民税が法人町民税の落ち込み等により3.8%減の4,490万円の減額、固定資産税においても評価替により3.2%減の4,966万6,000円の減額となっており、非常に厳しい状況となっております。

事業の中には先延ばしをせざるを得ないものや再検討したものもありました。大変熟慮しましたが、選択と集中により事業を選定させていただきました。町民の皆様にもご迷惑をおかけするものもあるかと存じますが、基本的には町民サービスに係るものにつきましては、なるべく削減することなく編成を行っております。

さらに、昨年の選挙で皆様にお約束した事柄につきましても着実に実現をしてまいりたいと存じます。

以下、選挙でお約束をしましたマニフェストの四つのキーワードに沿って、平成 21 年度の主な事業について申し上げます。

1. ひとづくり教育。

まず、『ひとづくり・教育』について説明いたします。

防災拠点として給食調理場につきましては、議員の皆様のご協力により、既に着工の運びとなっております。長年の懸案が解消され、平成 21 年度中には安全でおいしい給食を児童・生徒の方々に食べていただけることとなります。

職員体制につきましても、これまで就学前のお子様については、厚生労働省の管轄とのことで、健康福祉課、就学後については、文部科学省については教育委員会の学務課で事務を執行しておりましたが、縦割り体制をなくし、嵐山町のお子様をすべて網羅するような体制を一本化することにより、教育委員会こども課とすることにいたしました。これにより、スムーズな子育て体制を図ることができ、町民サービスの向上に寄与するものと確信をしております。

町立嵐山幼稚園においても、鎌形地区への移転に伴い、平成 21 年度より 100 人定員となります。幼稚園バスも 2 台となり、送迎体制も充実をすることとなり、元気で明るいお子様の声が新しい幼稚園で響き渡ることとなります。

菅谷小学校の学童保育室も 1 棟増築工事を行い、さらに多くのお子様を保育できる環境を整えてまいります。

こども医療費については、小学生は入通院が無料、中学生までは入院が無料としていたところを、景気減速に伴う子育て環境の悪化が特に見込まれるような時にこそ、子育て支援として中学生までの医療費を無料としてまいります。

さらに、平成 21 年度は次世代育成計画の見直しを行い、子供をを取り巻く状況を的確にとらえ、子供も大人も未来志向になれるまちを目指し、皆様とともに計画を策定していきたいと考えております。

妊婦健康診査についても、昨年度 1 回目と 4 回目のみの助成から全 5 回

助成としましたが、大幅に引き上げ全 14 回助成を行ってまいります。

障害のある方への施策につきましても、作業施設等へ通勤するために町内バスを利用される障害者の方への補助の創設を行います。これからも、障害のある方も安心して生活できるようサポートしてまいります。

介護保険におきましても第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタートします。これからも地域密着型サービスや介護保険事業などの向上を図ります。これまでの高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯を対象にした見守り事業、まためざせ 100 歳元気！元気！事業、そして健診の充実など高齢者に対する福祉事業を引き続き行ってまいります。

昨年度より始まった後期高齢者保険制度につきましても、国の制度改正が重なっておりますが、間違いを起こさぬようになるべくわかりやすく対処してまいりたいと考えております。

2. 暮らし・やさしさ

次に、『暮らし・やさしさ』について説明します。

マニフェストにもありましたとおり、ごみの減量化を一層推進するため、平成 21 年度より生ごみ処理機の購入に対する補助を行ってまいります。

また、これもマニフェストであります志賀堂沼を地域の防火水利機能を供えた公園に整備をするため、丁寧に地元の方と協議を行ってまいります。

農業の整備においては、昨年に続き越畑地区の排水路整備や志賀地内の寺沼の改修を行います。国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、鎌形地区の農道舗装や吉田地区の排水路整備を行います。

これまでも農業対策につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業や農業者の方々への支援、地産地消を進めてまいりましたが、平成 21 年度より営農推進員をらんざん営農に委託することにより、嵐山の農業のさらなる発展を図り、自給率の向上を目指してまいります。

今後も、関係する諸会議の活性化を図りながら、町民と行政が協働して町の食を支える地域に見合った農業を推進するため、農業用施設の整備や農業者の方々への支援を行ってまいります。

また、平成 21 年度より企業支援課を新たに設置することにより、より一層の企業誘致や支援を進めてまいります。これにより、町民の方の雇用や税収の確保ができるものと考えております。

環境につきましても、ホームページの改修により、観光のページが多くの方のアクセスをいただき、観光入り込み客数も伸びてきております。この流れを絶やすことなく、何度でも訪れていただけるよう展開を図っていかれたらと考えております。

バス交通につきましては、町民アンケートにより不満足度が高かったこと

により、これからの高齢社会の移動手段確保のため、路線バスに赤字補てんを行う形で、平成 18 年7月より新たに3路線を運行してまいりました。今後は利用状況を勘案しながら、より使いやすい運行形態となるよう、改善をしてまいります。

3. まちづくり・防災

次に、『まちづくり・防災』について説明をします。

これもマニフェストでありましたが、防災対策としまして、一般住宅の耐震診断の補助を行ってまいります。埼玉県では、戦後から昭和 55 年まで建築された共同住宅を含めた住宅戸数は、全体の4割とのことであります。嵐山町にも多くの耐震が必要な住宅があるものと考えられます。これまでも、町では防火対策として高齢者や障害者の方への住宅用火災報知器の無償貸与を行ってまいりました。今後は各家庭において防災対策が促進されるよう努力してまいります。

公共施設の防災対策においては、町の中心的な防災拠点であります役場庁舎に給食調理場を設置し、災害時の炊き出し施設として位置づけるとともに、平成 21 年度において防災広場の整備を進めてまいります。

また、各地域の防災拠点においては、防災拠点の看板を設置していきます。町民の方々が日ごろより目にされることにより、災害時にまずどこに行けばよいかを確認していただけたらと考えております。

また、平成 21 年度において地域防災計画の見直しや地震ハザードマップの作成を行うなど、さらなる災害時の体制整備等を図ってまいります。

さらに、地元の方の強い要望のありました広野2区の親水公園整備においても平成 21 年度に設計を行い、22 年度に工事を行ってまいります。

中央公民館や勤労福祉会館や菅谷出張所におきましては、マニフェストについて(仮称)ふれあい交流センター及び防災広場を整備することとしております。平成 21 年度より設計を開始し、利用者や地域の皆様のご意見をいただきながら整備を進めてまいりたいと考えております。

道路・歩道の整備におきましては、川島 191・192 号線が供用開始になります。大型車など嵐山町市街地を通行することなく国道 254 号バイパスから滑川町に通行できるようになり、以前から要望がありました菅谷地区の交通安全に寄与するものと考えております。

さらに地域の方々の要望により整備を行ってまいりました 294 号踏切がついに開通することができました。これにより生活の利便性がさらに向上するものと考えております。

川島地区においてご要望のありました通学路における歩道整備も行い、それに伴う信号機の設置も進んでおります。国道 254 号バイパスの4車線

化に伴い、平沢地区、志賀地区においても信号機が設置されます。多くのご要望がある信号機の設置につきましては、優先順位をつけて埼玉県に要望を行ってまいります。

昨年度は嵐山町での交通事故死者数が増加しており、このような交通安全対策をこれからも積極的に進めてまいります。

平成 21 年度における道路・歩道整備は、「嵐山中央地区」及び「嵐山北部地区」の都市再生整備計画に基づきまして、計画的に整備を進めてまいります。

平成 21 年度には、菅谷地区から大蔵・將軍沢地区方面へ向かう町道 1-15 号線の交差点の改良工事をはじめとし、吉田 300 号線の測量設計委託業務、古里 7 号線、越畑 158 号線、広野 94・295 号線の改良工事などを行ってまいります。

また、生活道路整備としましては、大蔵 73 号線の整備に着手してまいります。

生活の基盤である道路・歩道の整備については、町民の皆様が快適に生活できるよう、これからも順次進めてまいります。

平沢土地地区画整理事業につきましては、これまでも都市再生整備計画に基づき支援を行ってまいりました。現在、大規模スーパー等が立地し、利便性に大きく寄与しているところです。今後も引き続き支援を行い、早期完成を目指してまいります。

地域文化におきまして、平成 20 年度より杉山城保存管理計画を策定しており、今年度につきましても引き続き行ってまいります。また、鎌形の旧日赤社屋におきましては県の補助により外壁塗装等の改修工事を行ってまいります。嵐山町の貴重な史跡は、引き続きの保存・管理・活用を進めてまいります。

4. 役場の仕事

平成 16 年 9 月に町長就任から、役場職員の意識改革、また機構改革を行ってまいりました。マニフェストにおいても社会環境の変化や町民の方々のニーズに的確に対応するためにさらに組織・機構の見直しを実施するお約束をいたしました。

そして平成 21 年度より乳幼児から義務教育時までのお子様に関する縦割り行政を解消するため、こども課を設置することとし、企業誘致や企業支援を積極的に行うため、新たに企業支援課を設置することといたしました。

これからもマニフェストにあるとおり、業務の効率化・あたたかみのある窓口サービス・窓口業務関連手続の一元化を進めていきたいと考えております。

また、これまで隔週土曜の午前に町民課及び税務課の土曜開庁を行ってまいりましたが、平成 21 年度より毎週土曜の午前の土曜開庁を行ってまいりたいと考えております。

税収面では、これまでも徴収業務の強化を行ってまいりました。平成 21 年度は現在の景気後退により法人町民税の大幅減が見込まれています。自立したまちづくりをするためにも役場内の体制を整備し、財政的にも健全なまちとするよう進めていきます。

国の2次補正で検討されております定額給付金や子育て応援特別手当につきましては、混乱なくお配りができるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

冒頭でも申し上げましたとおり、今年の町長選挙におきまして、今後4年間について町長としての職を仰せつかることになりました。選挙において皆様にお約束をしたマニフェストにつきましては、多くの皆様方のご協力をお願いし、確実に実現できるようにしてまいりたいと考えております。

これまでも、これからの自治体は町民の要望をすべて自治体が行うのではなく、町民の方々や各種団体の方々、企業の方々と手を取り合って、皆で問題を共有し、まちづくりを行っていく「地域経営」のまちづくりが必要であると、事あるごとに訴えてまいりました。

そのためにも、一番大切なことは、地域に対する「愛」であると考えております。嵐山町には美しい自然も歴史も文化もあります。なおかつ関越自動車のインターもあり、電車においても東京から約1時間程度で通うことのできる利便性もあります。このすばらしい嵐山町をよくしよう、いいまちにしていこうとする地域に対する思いが「地域経営」を支えていくのではないかと考えております。

私は選挙において「好きです！嵐山 だれもが言えるまちづくり」と訴えました。町民の皆様が心から「好きです！嵐山」と言っていただけるよう全身全霊をかけて職務を執行してまいります。また、「嵐山町の発展と町民福祉の向上」さらに「清潔、公正、平等」という初心を決して忘れることなく、肝に銘じ、町民をはじめとする嵐山町にかかわりのあるすべての方々と手と手を取り合って「地域経営」のまちづくりを行ってまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げまして、平成 21 年度の私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎発言の訂正

○柳 勝次議長 それでは、ただいまの施政方針に対して、町長より訂正を

求められておりますので、これを許可いたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 大変失礼いたしました。今施政方針の中で、2ページなのですが、編成をいたしました21年度予算案の中の後期高齢者医療特別会計を訂正をした金額を申し上げさせていただきます。後期高齢者医療特別会計1億3,973万円、対前年度比3.9%減。

それからもう一つなのですが、下から2行目、水道事業会計7億9,239万5,000円、対前年度比0.4%増ということなのですが、よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 それでは、再度町長より訂正を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 たびたび申しわけございません。今の関連なのですが、後期高齢と水道事業が変更になりましたので、予算の総額というところ、一番下のところなのですが、合計金額はいいのですが、対前年度比、こらちが2.4%減というふうに訂正をさせていただきたいと.....

〔何事か言う人あり〕

○岩澤 勝町長 失礼いたしました。2.4と言ったそうですので、2.7%が正しいということでございます。大変失礼いたしました。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

これにて施政方針表明を終わります。

会議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時24分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号～議案第23号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第7、第17号議案 平成21年度嵐山一般会計予算議定についての件、日程第8、第18号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第9、第19号議案 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件、日程第10、第20号議案 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての

件、日程第 11、第 21 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第 12、第 22 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第 13、第 23 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上 7 件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第 17 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 17 号は、平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 3,200 万円と定めるものであります。このほか債務負担行為 5 件及び地方債 5 件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第 18 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 18 号は、平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,878 万 2,000 円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第 19 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 19 号は、平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の老保会計を運営するため、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 804 万 4,000 円と定めるものでございます。

次に、議案第 20 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 20 号は、平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,973 万円と定めるものであります。

次に、議案第 21 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 21 号は、平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8,554 万 7,000 円と定めるものであります。このほか歳出予算の流用について定めるものであります。

次に、議案第 22 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議

案第 22 号は、平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の下水道会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,324 万 6,000 円と定めるものであります。このほか債務負担行為 2 件及び地方債 1 件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後に、議案第 23 号について提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 23 号は、平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成 21 年度の水道会計は、業務の予定量を給水戸数 7,420 戸、年間総配水量 317 万 5,500 立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を 5 億 2,544 万 6,000 円、事業費用を 5 億 365 万 9,000 円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入 200 万円、資本的支出 2 億 6,694 万 9,000 円とするものでございます。そのほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

まず、第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定について、細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第 17 号につきまして細部説明を申し上げます。

最初に、平成 21 年度予算案の参考資料をお出しいただければと思います。恐れ入りますが、3 ページの歳入をご高覧いただければと思います。まず、自主財源でございますが、33 億 2,080 万 7,000 円でございます。前年に比較して 8,119 万円ほどの減額になっております。減額の主な理由につきましては、町税で 9,417 万 1,000 円でございます。これにつきましては、法人町民税並びに固定資産の評価替によるものでございます。次に、分担金のところで 1,323 万 6,000 円ほど前年に比較して減になっておりますが、これにつきましては、昨年まで小川町から関越関係で 2,000 万円ほど入ってございましたが、これが終了しましたので、減額になっております。これが主な理由でございます。次に、財産収入のところでございますが、前年に比較して 1,856 万 9,000 円の増になっておりますが、これにつきましては、川島にございます町有地の払い下げを予定しております。このようなものによりまして、トータルで 8,119 万円ほど自主財源が減額になっており

ます。次に、依存財源の関係ですが、依存財源につきましては、本年度 22 億 1,119 万 3,000 円でございます、歳入に占める割合は 40%でございます。これにつきましても前年と比較しますと 6,881 万円ほど減額になっております。この減額の主な理由につきましては、地方交付税が前年に比較しまして 1 億 4,048 万円ほど下がっております、地方交付税のうちの特に普通交付税につきましては、大幅な減額になっております。次に、国庫支出金につきましても前年と比較しますと 1 億 3,661 万 3,000 円ほど減額になっておりますが、これにつきましては、まちづくり交付金の補助金が 1 億 4,000 万ほど減ったということでございます。次に、県支出金につきましては、前年と比較して 2,985 万円ほど伸びておりますけれども、これにつきましては、緊急雇用の創出基金ということで、県のほうから 1,300 万ほど入っております、それと衆議院の選挙がありますので、委託金、これが 955 万 3,000 円入りまして、県支出金のほうは 2,985 万ほど伸びております。次に、町債の関係でございまして、町債につきましては、21 年度 7 億 4,010 万円を予定しております、前年に比較して 1 億 8,313 万 5,000 円ほど伸びております。これにつきましては、交付税が大幅に減収になっておりますけれども、そのかわりに臨時財政対策債が 1 億 2,000 万ほどふえておりまして、この関係で増額になっております。

次に、5 ページをお願いいたします。歳出の関係でございまして、まず義務的経費につきましては、前年に比較して 7,256 万 8,000 円ほど減額になっております。これにつきましては、人件費、公債費とも下がっておりますが、扶助費が 1,356 万 1,000 円ほど伸びております。これにつきましては、こども医療の拡大、また保育の実施委託料がふえたためにこの扶助費がふえております。

そのほかその他のところで物件費が前年に比較して 2,111 万 2,000 円ほど伸びておりますが、これにつきましては、歳入でお話ししました緊急雇用創出の関係で賃金と委託料を計上してございまして、それと選挙の費用等の人件費等で物件費が伸びております。

また、補助費等のところで 1,538 万 5,000 円ほど前年に比較して伸びておりますが、これにつきましては、比企広域への負担金が増でございまして、経常的な増もあるのですけれども、主には第 2 分団第 1 部の越畑の消防自動車を購入するために負担金が入っております。

次に、繰出金につきましては 5,160 万 5,000 円ほど前年に比較して減額になっておりますが、これにつきましては、下水道会計の繰り出しが 4,000 万ほど下がっているという状況でございます。

次に、恐れ入りますが、12 ページをお願いいたします。基金の関係でござ

ざいます。基金につきましては、6つの基金から21年度は1億7,140万ほど取り崩しをさせていただいております。そうしますと、21年度末の基金残高がこの6つの基金で8,634万8,000円ということで、大変厳しい財政状況になっているかと思います。また、その下のところに取り崩し額の内訳ということで、基金の充当先等について記述しておりますので、こちらにつきましてはご高覧をいただければと思います。

14、15ページのところに移らせていただきますが、これにつきましては、21年度に行う建設事業の主なもの、特別会計も含めたもので27項目について、14ページでは地図上に落とさせていただきまして、15ページで事業名を記述させていただいております。今回新たに16ページ以降のところをごらんいただければと思うのですが、16ページから18ページにかけましては、一般会計の負担金の一覧表を計上させていただいております。また、19ページには補助金の一覧表をここに載せさせていただいておりますので、ご高覧をいただければと思います。

それでは、早速でございますが、予算書のほうに移らせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、予算書の8ページをお願いできればと思います。第2表の債務負担行為の関係でございますが、これにつきましては5件をお願いするものでございます。上の2件につきましては、毎年お願いをしているものでございますが、下の3件につきましては、本年新たに債務負担行為をさせていただくものでございます。英会話指導業務委託料でございますけれども、これにつきましては、期間が21年から25年までということでございます。外国青年の招致事業で今まで英会話をやっておりましたけれども、今度は国内の業者に9月からこの英会話の委託業務をさせていただきたいと考えております。

次に、学校給食運搬業務委託料でございますが、これにつきましても21年から26年までということで、給食調理場が新たにでき上がりますので、運搬業務につきましても新たに契約をしていきたいと考えております。

次に、学校給食共同調理場厨房機器のリース委託料でございますが、これにつきましても新たに21年度から29年度までリース委託をしていきたいと考えております。

次に、9ページをお願いいたします。第3表の地方債の補正でございますけれども、起債の目的と限度額につきまして説明申し上げますので、以降につきましてはご高覧をお願いできればと思います。菅谷小学校敷地内に学童保育室施設の整備事業を行うために1,870万円の起債を起こさせていただきます。

次に、まちづくり交付金事業4億290万円でございまして、これにつきま

しては 14 事業の起債を起こさせていただく額が4億 290 万円でございます。

次に、農道整備事業債につきましては 220 万円ということで、これは大蔵 73 号線の測量設計をするための起債を起こさせていただくものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債 370 万円でございますが、これにつきましては、各小中学校の給食車両車が入るときの受け入れる口の改修をさせていただくために 370 万円の起債をさせていただきます。

次に、臨時財政対策債につきましては、3億 1,260 万ほど起債を起こさせていただくというものでございます。

次に、歳入に移らせていただきます。恐れ入りますが、16 ページをお願いいたします。まず、1 款の町税でございます。1 項 1 目の個人町民税につきましては、本年度9億 7,650 万 8,000 円ということで、前年に比較して 825 万 9,000 円の減でございますが、主に所得割が減額になるものでございます。

次に、2 目の法人の関係でございますが、これにつきましては、3,664 万 1,000 円の減で1億 7,503 万 1,000 円でございます。これにつきましては、法人町民税の景気後退によります法人税の減額を見込んでおります。

次に、2 項の固定資産税でございますが、14 億 9,266 万 6,000 円で前年に比較して 4,966 万 6,000 円の減でございますが、21 年度は評価替でございます、特に家屋のほうが大幅な減額になっております。家屋が前年と比較して 6,993 万 1,000 円ほど減額になりまして、5億 5,711 万 9,000 円でございます。償却資産につきましては、前年に比較して 2,477 万 8,000 円ほどふえまして、4億 2,950 万円になるものでございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。20 ページの8款自動車取得税交付金でございますが、これにつきましては、前年に比較して 900 万ほどの減になっております。車の買い控えによるものでございます。

次に、9 款の地方特例交付金、21 ページの減収補てん特例交付金 1,400 万ここに計上してございますが、前年度は 300 万円でございます、差し引き 1,100 万円ほど本年度伸びております。前年度につきましては、県のほうから指示が少なくなっておりましたが、本年度は 20 年度の実績に基づいて増額をさせていただいてございます。

次に、22 ページをお願いいたします。22、23 ページですが、地方交付税でございます。地方交付税につきましては、3億 8,000 万円でございます、前年に比較して1億 4,048 万円ほど減額になっております。この理由でございますが、まず基準財政需要額の中で国から個別算定経費と包括算定経費につきまして3%減の指示がございました。これを合わせますと1億

1,123万8,000円の減でございます。それに臨時財政対策債が前年に比較して1億1,131万1,000円ということで、合計しますとこの3つを合わせますと2億2,270万5,000円の減になります。また、反対に基準財政収入額は法人税の落ち込み等で収入は上がったのですが、基準財政需要額が2億2,200万ほど下がっておりますので、結果的には前年と比較して1億3,200万ほど普通交付税が下がってきたというものでございます。また、特例交付税につきましても前年度比800万ほどの減で4,300万と見込んでおります。

次に、28ページをお願いいたします。28ページでございますが、幼稚園通園バス使用料202万4,000円でございますが、これにつきましては、幼稚園のバスの使用料を月額2,000円ずついただくということで、8月についてはいただかないということで11カ月分を見ておりまして、202万4,000円でございます。

次に、32ページをお願いいたします。32ページの14款国庫支出金でございますが、そのうちの1目総務費国庫補助金428万4,000円でございます。これにつきましては、33ページのところを見ていただきますと、国民投票システム投入交付金、国民投票法の施行に伴いまして、投票人名簿のシステム構築をするということで21、22年度でこのシステムを構築していくということで、10割補助で来ております。

次に、5目の土木費国庫補助金1,920万円でございまして、これにつきましては、前年と比較して2億5,880万ほど減額になっておりますが、21年度よりまちづくり交付金につきましては、事業性質別にそれぞれ分けましたので、ここでは大きく下がっております。

あと訂正を申しわけないのですが、お願いしたいのですが、歳入の概要の今土木費のところに嵐山中央地区で「町道1-21号線」になっているかと思いますが、申しわけないのですが、「町道2-21号線」に訂正をお願いできればと思います。

34ページをお願いいたします。6目の消防費国庫補助金496万円でございますが、これにつきましては、役場庁舎周辺に防災広場を設置するための設計費用をまちづくり交付金で全額をいただくものでございます。

また、次の7目の教育費国庫補助金、その中で3節の社会教育費補助金230万円でございますが、これにつきましては、文化財の発掘調査並びに保存管理計画をつくるための費用の補助金をいただくものでございます。また、4節のまちづくり交付金1億1,000万円につきましては、給食調理場の建設をするための費用のうち1億1,000万円を補助金でいただくものでございます。

次に、40 ページをお願いいたします。15 款の県支出金の3目の衛生費県補助金 462 万円でございまして、前年に比較して 346 万 6,000 円の増でございしますが、これにつきましては、41 ページの妊婦健康診査臨時特例補助金 346 万 5,000 円が増額の主な理由でございまして、これにつきましては、今まで5回まで妊婦健診を助成しておりましたが、6回から 14 回までの9回分については、県から2分の1の補助金がかかるということで、ここに新たに計上させていただいております。

次に、4目の労働費県補助金 1,301 万 8,000 円でございます。これにつきましては、新規でございまして、国の生活対策として緊急雇用創出事業交付金でこれを国から受けて、県が基金をつくり、それを市町村に 10 割補助をするというものでございます。ふるさと雇用再生基金につきましては、1 年以上の事業ということで補助対象になるものでございまして、嵐山町ではらんざん営農に委託をいたしまして、営農推進員を設置をしていきたいと考えております。また、緊急雇用創出基金市町村事業補助金 1,049 万 8,000 円につきましては、半年以内の雇用の費用ということで3つの事業を予定しておりまして、防犯等の対策事業、浄化槽管理台帳等整備事業、学習生活指導支援事業、この学習生活指導支援事業につきましては、町立幼稚園の先生を半年間臨時で2人を雇う費用とさせていただくものでございます。

次に、6目の商工費県補助金、これは小さいのですが、16 万 6,000 円でございしますが、これにつきましては、観光事業魅力アップ事業補助金ということで、町内の観光案内板を新たに設置をするものでございまして、補助率3分の1を予定しております。

次に、46 ページをお願いいたします。16 款の財産収入でございまして、1 目の不動産売払収入 1,892 万 1,000 円でございしますが、これにつきましては、川島の 2342 の5の町有地、明星さんの前にある町有地なのですが、これが 510 平米でございます。これを売り払いを予定しております。

次に、48 ページをお願いいたします。48 ページの 18 款の繰入金につきましては、参考資料のほうで説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。19 款の繰越金でございしますが、1億 4,000 万ということで、前年に比較して 1,000 万円ほど余計に見ております。

次に、54 ページをお願いいたします。54 ページの 20 款諸収入の5項の雑入の中で 55 ページのところを見ていただければと思うのですが、真ん中辺のところの勤労住宅資金預託金減額受入ということでございまして、これについては労働金庫のほうに勤労住宅資金融資制度に伴いまして預託を 1,200 万円ほどしてございしますが、これを財政が大変厳しいため、600 万

を取り崩しをさせていただきたいと考えております。

次に、21 款町債でございますが、これにつきましては、起債のところで説明を申し上げさせていただいたのですが、まず民生費につきましては、学童保育の関係の起債をさせていただきます。

次に、56 ページのところで農林水産業債につきましては、嵐山北部地区のまち交のうちの越畑 158 号線の排水路整備をするための起債でございます。

3 目の土木債につきましては、こちらの右、57 ページにございます嵐山中央地区と嵐山北部地区の起債を考えております。

あと5目の教育債につきましては、3 節のまちづくり交付金事業債については1億 2,690 万円でございます。これにつきましては、(仮称)ふれあい交流センターの整備をするための起債を 1,160 万、給食調理場の建設のための起債を 7,780 万、厨房の備品購入の起債を 3,750 万円を合わせて1億 2,690 万円を予定しております。

次に、6 目の臨時財政対策債につきましては3億 1,260 万円ということで、前年度当初予算額対比では1億 1,123 万 5,000 円でございますが、実際には1億 2,000 万ほどの増額になります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明の途中ですが、この際暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時 30 分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定について、細部説明を続行いたします。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 歳出につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、64 ページをお願いいたします。2 款の総務費の1 項の総務管理費の中の1 目一般管理費の事業名、臨時非常勤職員管理事業、これにつきましては 957 万 6,000 円で、前年に比較して 614 万 3,000 円ふえております。この主なものにつきましては、65 ページのまず2 節の給料 100 万円、短期間再任用職員でございまして、土曜開庁を毎週するために職員を再任用する費用でございます。また、7 節の賃金 179 万 2,000 円につきましては、総務課で臨時職員を3 カ月分一括計上させていただいてござ

います。以降につきましては、それぞれ担当課でまた補正をさせていただいて担当課のほうで臨時職員賃金を計上させていただきます。

恐れ入りますが、78 ページをお願いいたします。11 節の諸費でございますが、下の事業名、防犯対策事業でございます。これにつきましても前年と比較して 97 万 4,000 円増額になっております。これにつきましては、13 節の委託料 111 万 4,000 円を新たに計上させていただいてございます。これにつきましては、県の補助金をいただきまして、防犯等対策緊急雇用創出事業委託料ということでシルバーに委託をいたしまして、防犯対策、また交通安全対策等の事業を展開をするものでございます。

次に、84 ページをお願いいたします。84 ページでございますが、2 項の徴税費、事業名、町税還付事業ということで、今年度 1,800 万円を計上させていただいてございます。法人町民税の還付に供えるため今年度 1,600 万ほど増額をさせていただいてございます。

次に、2 目の賦課徴収費の事業名、町民税賦課事業でございますが、2,409 万 3,000 円で前年に比較して 1,580 万 6,000 円の増額になっております。これにつきましては、13 節の委託料 2,063 万 4,000 円の中に公的年金から住民税の特別徴収する制度のシステム改修費が 1,092 万円入っております。

続きまして、88 ページをお願いいたします。4 項の選挙費でございますが、その事業名、選挙管理委員会事務事業でございます。これにつきましても前年と比較して 518 万 1,000 円ほど増額になっております。これにつきましては、主なものにつきましては、委託料と備品購入費等がふえております。これにつきましては、歳入でご説明申し上げました国民投票法の施行に伴いまして、投票人名簿のシステム改修をする費用を計上させていただいてございます。

次に、100 ページをお願いいたします。3 款の民生費の 1 項社会福祉費の中の事業名、障害者生活支援事業でございます。上の段のところになるわけですが、この中の 19 節負担金補助及び交付金がございます。その中に 4 つ目のところに、地域生活支援事業補助金 66 万 8,000 円がございます。この中に 21 年度に障害者がバスを利用した場合の補助制度を設けさせていただいてございまして、障害者バス利用料補助金をこの中に 9 名分 25 万 4,000 円入っております。

続きまして、110 ページをお願いいたします。民生費の 2 項の児童福祉費の一番下のところに学童保育室事業がございます。これにつきましても前年に比較して 2,788 万 1,000 円ほど増額になっておりますが、その中で工事請負費 2,591 万円を計上させていただいております。136.63 平方メ

ートルの学童保育室を新築を予定しておりまして、この額が 2,499 万円でございます。また、学童保育室をつくるところに倉庫がございますので、その解体費が 56 万 2,000 円、あと木の伐採が 35 万 8,000 円ということで、2,591 万円を計上させていただいてございます。

次に、112 ページをお願いいたします。事業名、こども医療給付事業でございます。これも前年と比較しますと 324 万 8,000 円の増額になっておりますが、これにつきましては、20 節の扶助費の 3,620 万 1,000 円でございますが、その中のこども医療費給付事業 1,179 万 4,000 円でございます。前年に比較して 841 万円ほどふえております。これにつきましては、義務教育修了までの入通院を無料化を拡大するための費用でございます。

続きまして、121 ページをお願いいたします。4 款の衛生費でございますが、3 目の母子衛生費の事業名、妊婦健康診査事業 1,288 万 1,000 円でございます。前年に比較して 688 万 1,000 円の増額になっております。これにつきましては、13 節の委託料 1,283 万 6,000 円、妊婦健康診査委託料 1 回から 5 回までは町が負担をすると、6 回から 14 回については、県で 2 分の 1 補助で負担をしていただけるということでございます。そのためにこの妊婦健康診査事業が大きく拡大しております。

次に、122 ページをお願いいたします。真ん中のところに 6 の合併処理浄化槽設置整備事業 1,121 万 5,000 円でございます。前年に比較して 787 万 5,000 円の増額になっております。これにつきましても 13 節の委託料 787 万 5,000 円でございますが、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金、10 割の補助金をいただきまして、合併浄化槽の台帳の整備をしていくものでございます。

次に、124 ページをお願いいたします。2 項の清掃費の事業名、ごみ減量化推進事業でございます。191 万 1,000 円でございますが、この中で 19 節の負担金補助及び交付金 102 万円でございますが、そのうち 100 万円が新規事業で生ごみ処理機設置補助 100 万円を見ております。電気式の生ごみ処理機を 30 基 90 万円、コンポスト式の生ごみ処理機 40 基 10 万円、合わせて 100 万円の補助を予定しております。

次に、132 ページをお願いいたします。6 款の農林水産業費の 3 目の農業振興費でございますが、その事業名、農業者支援事業でございます。予算額 650 万 4,000 円でございますが、この中で 13 節の委託料 292 万円がございますが、その中の営農推進員設置ふるさと雇用再生事業委託料ということで、252 万でございます。これにつきましては、10 割の補助を受けまして、らんざん営農に委託いたしまして、営農推進員を設置を予定している費用でございます。

次に、134 ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、2の農業用施設整備事業ということで、1,656万8,000円の予算を計上させていただいております。667万6,000円の増額になっておりますが、この主なものにつきまして説明を申し上げます。まず、13節の委託料400万円につきましては、広野地区の地内の深谷沼の親水公園の設計委託料を400万円でございます。

また、越畑158号線の水路整備につきましては、次のページの工事請負費の中に1,080万円入っております。また、137ページの一番上のところに越畑地内の排水路整備がありますが、これについては越畑の駐在所のところを今年も110万円かけて事業を展開をしていく予定でございます。また、機械器具の借り上げ等につきましては、志賀地内の寺沼の改修事業を計画をしている費用が主なものでございます。

次に、146 ページをお願いいたします。8款の土木費でございます。1項の道路橋りょう費の事業名、生活道路整備事業でございますが、予算額6,630万円でございまして、前年に比較して1,815万1,000円の減になっております。本年度の事業につきましては、まず13節の委託料で1,310万円見ておりますが、右側の事業概要のところにあります古里7号線と広野94・295号線を除いたものの5路線が測量設計委託料になります。15の工事請負費5,000万につきましては、古里7号線2,200万、広野94・295号線2,800万の5,000万円を見ております。物件補償につきましては、広野94・295号線の物件補償でございます。

次に、事業名、幹線道路整備事業でございます。これにつきましても前年と比較して大きく減額になっておりますが、これについては前年は2-7号線とあと臨交で191・192号線が終了いたしましたので、大幅に減額になっております。15節の工事請負費1,400万につきましては、菅谷地内の1-15号線、菅谷から大蔵へ行くところの道路改良を行う費用として1,400万円を計上してございます。17節の公有財産購入費につきましては1,500万、2-21号線、これ菅谷のなごみのところの用地買収をする費用として1,500万円を計上してございます。

150 ページをお願いいたします。土木費の3目都市計画費の中の5の耐震化促進事業30万3,000円の予算計上をさせていただいております。19節の負担金補助及び交付金の中で住宅耐震診断費補助金ということで30万円、新規に計上させていただいております。これにつきましては、10基分を予定しております。

続きまして、154 ページをお願いいたします。都市計画費の中の6の公園等整備事業50万円でございますが、13節の委託料、測量設計委託料と

ということで志賀の堂沼の公園を整備するための地元と協議する図面を作成する費用として 50 万円を計上させていただいてございます。

次に、9 款の消防費、2 目の非常備消防費の事業名、一部事務組合非常備消防負担事業につきましては、予算額 2,980 万 9,000 円でございます。前年に比較して 579 万 2,000 円の増になっておりますが、これは参考資料のときにご説明申し上げました第 2 分団第 1 部の越畑の消防車両の更新を行う費用が入っております、増額になっているものでございます。

次に、158 ページをお願いいたします。9 款の消防費の中の 3 目、事業名、自主防災組織育成事業でございます。予算額 212 万 2,000 円でございます。この財源内訳の中に諸収入で 200 万というのが入っているかと思っております。これにつきましては、自治総合センターコミュニティー事業の助成をいただきまして、七郷防災会の資機材と倉庫を建てるための費用としてこの防災会に 200 万円の補助を出すものでございます。

5 の防災施設整備事業 4,096 万円につきましては、防災拠点を役場の西側のところにつくるために設計と工事請負費を計上させていただいております。これもまち交で事業を展開を予定しております。

164 ページをお願いいたします。10 款の教育費、1 項の教育総務費の事業名、英会話指導事業 472 万 5,000 万円の予算に対し、271 万 3,000 円の増額になっております。これにつきましては、委託料 472 万 5,000 円でございます。これは事業名、10 の外国青年招致事業と関連するわけでございますが、外国青年招致事業が 4 月から 7 月までで契約が切れます。契約の切れた後、8 の英会話指導事業ということで AET に委託をして事業展開をするための費用 472 万 5,000 円を計上してございます。外国青年招致事業につきましては、297 万ほど減額になるものでございます。

次に、184 ページをお願いいたします。4 項の幼稚園費の 2 の嵐山幼稚園管理事業でございますが、これにつきましては、予算額 1,181 万 3,000 円でございます。前年に比較して 150 万 9,000 円ほどふえておりますけれども、この中で緊急雇用創出事業を行わせていただくということで、7 節の賃金に学習生活指導員支援緊急雇用創出事業賃金ということで、幼稚園の先生を半年間、お二人の方を採用するための費用 128 万 2,000 円と共済費 22 万 9,000 円を計上してございます。

次に、186 ページをお願いいたします。事業名、3 の幼児送迎バス運行事業でございます。これにつきましても予算額 319 万 7,000 円で、前年に比較して 153 万 7,000 円ほどふえておりますが、13 節の委託料の園児送迎バス運行料、これがバスが 2 台になるということで予算がふえております。また、事業名、4 の嵐山幼稚園改修事業 236 万 8,000 円につきましては、

旧鎌形小学校を幼稚園に改修するための費用を債務負担行為でとってございますので、今年度利子分として 236 万 8,000 円を埼玉住宅供給公社に支払うものでございます。なお、これにつきましては、額が確定しましたので、また9月補正度等で減額になるかと思います。

続きまして、192 ページをお願いいたします。192 ページの5項の社会教育費の一番下のところに事業名、(仮称)ふれあい交流センター建設事業ということで設計委託料を 1,550 万円を計上させていただいてございます。

197 ページをお願いいたします。5項の社会教育費で4目文化財保護事業、事業名、2の指定文化財保存管理事業でございます。この中で 15 節の工事請負費 577 万 5,000 円がでございます。これにつきましては、鎌形にございます旧日赤社屋の外壁を塗装工事等行う費用でございまして、県から2分の1の補助を受けて事業を実施いたします。

206 ページをお願いいたします。保健体育費でございますが、事業名、3の学校給食運営管理事業でございまして、14 節のところに使用料及び賃借料で 365 万 2,000 円、機械器具借上料があるかと思います。これにつきましては、給食調理場の厨房の費用、先ほど債務負担行為で行いましたものをリースをさせていただくものでございまして、これにつきましては、事業名、4のところに給食調理場建設事業の中で 18 の備品購入費で 5,000 万でございます。これも同じ厨房機器、下は購入するわけですが、上はリースをさせていただくと。備品購入のところの 5,000 万につきましては、固定したものはまちづくり交付金の補助対象になりますので、固定したものについては 5,000 万、そのうちの4割が補助対象になるということで、こちらの備品で購入し、補助対象にならないものについては、リースをするということでございます。給食調理場の建設工事の中の工事請負費 2 億 1,874 万円につきましては、学校給食場の建設工事、この中に学校給食調理場の車両の受け入れ口の改修を 500 万入っておりまして、この 2 億 1,374 万円が建物の建設と、500 万については学校の給食車両の受け入れのための改修費 500 万を見ております。

208 ページをお願いいたします。予備費につきましては、2,101 万 3,000 円ということで前年に比較して 770 万 4,000 円ほど増額をさせていただいてございます。

次に、216 ページをお願いいたします。継続費の調書でございます。全体計画でご説明を申し上げます。まず、給食調理場の建設事業につきましては、全体で 3 億 320 万円でございます。そして、国、県支出金、国庫補助金を 1 億 9,946 万円を受け、地方債を 7,780 万円、一般財源を 2,594 万円で行う事業でございまして、これを 20 年、21 年で負担をしているというも

のでございます。債務負担行為の調書につきましては、ご高覧をいただければと思います。

219 ページをお願いいたします。地方債の調書でございます。まず、前年度末現在高見込額を見ていただければと思います。まず、1の普通債につきましては、28 億 1,735 万 8,000 円でございます。地方債の占める割合は 50.5%でございます。3のその他というところで、国の政策による地方債が 27 億 6,008 万 4,000 円ということで 49.5%、全体で 20 年度末に 55 億 8,038 万 3,000 円でございます。これが 21 年度末は一番右側のところを見ていただければと思います。まず、1の普通債のところは、27 億 5,388 万 6,000 円で、地方債に占める割合が 48.6%でございます。そして、3のその他、国の政策による地方債 29 億 977 万 5,000 円ということで 51.4%、21 年度からは町で行う地方債よりか国の政策による地方債が大幅にふえてくるということになりまして、全体としますと、56 億 6,549 万 3,000 円でございます。前年に比較すると 8,511 万円増額になります。これにつきましても、その他のところの(3)の臨時財政対策債、これが 3 億 1,260 万ということで大きく臨時財政対策債がふえたために前年と比較して地方債がふえたということになります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○柳 勝次議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、第 18 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、第 19 号議案 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計予算議定について及び第 20 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 18 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算について、細部についてご説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが、最初に平成 21 年度予算案の参考資料をお開きいただきたいと思います。22 ページをお願いいたします。22 ページ、1、歳入の構成でございますけれども、歳入の構成につきまして円グラフと表で表示をさせていただきました。歳入の総額は 18 億 3,878 万 2,000 円でございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 5 億 392 万 8,000 円で、構成比 27.4%、次いで国庫支出金 4 億 4,624 万 4,000 円で構成比 24.3%、前期高齢者交付金 3 億 2,093 万 8,000 円で、構成比 17.5%等でございます。このうち国民健康保険税であります、前年度対

比マイナスの 1.5%で 764 万円の減でございます。国保財政は平成 20 年度におきまして特定健康診査の導入等新たな制度改正が行われ、将来への取り組みが始まりましたが、少子高齢化の進展は構造的なものであり、また医療技術の高度化等も伴いまして、医療費の増嵩は続くものと見込まれております。

一方、保険税収入は引き続き厳しい経済情勢とともに保険税負担能力の低い被保険者を多く抱える国保の組織特徴からも伸びを見込むことは難しいということになっております。依然として今後も厳しい財政運営が避けられないものと考えられますが、21 年度の予算につきましては、基金等の残高も踏まえまして、現行の保険税率で展開するよう予算を編成させていただいております。

次に、23 ページをお願いいたします。2、歳出の構成でございますが、主なものといたしましては、保険給付費 12 億 1,641 万 9,000 円で、構成比が 66.2%、次いで後期高齢者支援金等 2 億 3,809 万 1,000 円で、構成比 12.9%、共同事業拠出金 2 億 637 万 9,000 円で、構成比は 11.2% 等でございます。その他保健事業費 2,952 万 7,000 円の中では、本年度 2 年目となります特定健康診査等事業費などを計上させていただいております。

次に、24 ページをお願いいたします。世帯数と被保険者数の推移でございますが、年度別にグラフ化したものでございます。平成 21 年度末の見込みで世帯数は 3,020 世帯、被保険者数は 5,500 人と推計いたしまして、予算の編成をいたしております。

次の 25 ページでございますが、年度別医療費の推移を一般と退職に分けてまして、17 年度からグラフ化しております。平成 20 年度より退職者医療制度が改正されまして、退職被保険者の 65 歳から 75 歳未満の方が一般に移られたことによりまして、退職と一般の被保険者の状況が変動しております。

次に、26 ページ以降でございますけれども、17 年度から 20 年度の療養費、医療費の状況等の資料でございます。後ほどご高覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは予算書に従いまして説明をさせていただきたいと思っております。恐縮なのですが、予算書の 234 ページからお願いしたいと思います。234 ページ、まず歳入でございますが、1 款国民健康保険税の 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 4 億 4,656 万 9,000 円で、前年度に比較し 979 万 9,000 円の減となっております。内訳ですが、1 節の医療給付費分現年課税分が 3 億 2,291 万 4,000 円、2 節の後期高齢者支援金分

現年課税分が 7,858 万 5,000 円、3節の介護納付金分現年課税分が 2,932 万円で、それぞれ収納率を 93%で見込んでおります。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税は 5,735 万 9,000 円で、前年度に比較し 215 万 9,000 円の増となっております。内訳としましては、1節の医療給付費分が 3,791 万 6,000 円、2節の後期高齢者支援金分 895 万 9,000 円、3節の介護納付金分が 777 万 9,000 円で、それぞれ収納率を 98%で見込んでおります。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては、省略をさせていただきます。

次に、236 ページをお願いいたします。3款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費等負担金は3億 6,020 万 5,000 円で、前年度に比較し 4,344 万円の増でございます。内訳といたしましては、1節現年度分の療養給付分が3億 2,006 万 9,000 円で、これは一般被保険者の療養給付費、各種療養費、高額療養費、移送費等及び後期高齢者支援金の所要額の 34%が交付されるものでございます。

次に、老人保健医療費拠出金分が 972 万 6,000 円で、老人保健医療費拠出金相当額の 34%が交付されるものでございます。また、介護納付金分が 3,040 万 9,000 円で、こちらにつきましても介護納付金に要する費用の 34%が交付されるものでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金 1,104 万 4,000 円でありますが、標準高額医療費拠出金の4分の1が交付されるものでございます。

次の5目の特定健康診査等負担金 244 万 3,000 円は、特定健診、特定保健指導の補助として補助単価の3分の1の補助率で交付されるものでございます。

2項の国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金は 7,255 万 2,000 円で普通調整交付金として市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、4款療養給付費交付金でございますが、1項1目療養給付費交付金は1億 4,044 万 7,000 円で、前年度に比較し退職者医療制度及び老人保健制度の改正によりまして 5,692 万 9,000 円の減となっております。

次に、5款前期高齢者交付金でございますが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものでございます。全国平均の 12%を上回る場合に調整金として交付されるものでございまして、今年度は3億 2,093 万 8,000 円を計上させていただきます。

次に、238 ページをお願いいたします。6款県支出金でございますが、1

項1目高額医療費共同事業負担金 1,104 万 4,000 円につきましては、標準高額医療費拠出金額の4分の1が交付されるものでございます。

2目特定健康診査等負担金は 244 万 3,000 円で、特定健診、特定保健指導に対し補助率3分の1で交付されるものでございます。

2項県補助金でございますが、1目国民健康保険事業補助金3万 8,000 円につきましては、保健事業促進分といたしまして、健診後の健康相談事業等に対し補助されるものでございまして、補助率は3分の1でございます。

次に、2目の第一号県調整交付金でございますが、7,391 万 4,000 円で定率の国庫負担減少の影響を考慮し、減少分の補てんとして交付されるものでございます。

3目の第二号県調整交付金、こちらは 951 万 5,000 円でございますが、人間ドック等健診助成事業、レセプト等の点検等の医療費適正化対策について助成されるものでございます。

次に、8款共同事業交付金の1項1目共同事業交付金でございますが、4,093 万 2,000 円で前年度に比較し 1,000 万円の減でございます。レセプト1件 80 万円を超える高額療養費に対し、交付基準に基づきまして交付されるものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は1億 8,644 万 8,000 円で、前年度に比較し 1,000 万円の増でございます。この交付金は県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るためにレセプト1件 30 万円を超える療養費に対しまして、交付基準に基づき交付されるものでございます。

9款の財産収入につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、240 ページをお願いいたします。10 款繰入金でございますが、1項1目の一般会計繰入金は 4,689 万円でございますが、内訳としましては、1節保険基盤安定繰入金 1,435 万 9,000 円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるものでございます。2節出産育児一時金繰入金 は 506 万 6,000 円で、出産育児一時金支給額の3分の2を繰り入れるものでございます。3節国保財政安定化支援事業繰入金 は 517 万 1,000 円で、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために繰り入れられるものでございます。4節その他繰入金としまして 1,550 万 9,000 円で人件費、事務経費、保健事業費等についての繰り入れでございます。そして、5節保険基盤安定繰入金につきましては 678 万 5,000 円で、保険税の軽減対象人数に応じて一定割合を繰り入れるものでございます。

次に、2項の基金繰入金、1目保険給付費支払準備基金繰入金でござ

いますが、21 年度につきましては、保険給付費の伸びを見込みまして基金から 3,500 万円を取り崩し、繰り入れをさせていただきたいということで計上させていただいております。

次に、11 款繰越金でございますが、前年度繰越金として 2,000 万円を計上させていただきました。

12 款につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、244 ページの歳出をお願いいたします。1 款総務費の 1 項 1 目一般管理費は 1,084 万 7,000 円で、前年に比較し 177 万 3,000 円の増となっております。内訳といたしましては、人件費ほか事務的経費を計上させていただいております。

次に、2 項徴税费、1 目賦課徴收费は 461 万 6,000 円で保険税の賦課徴収に要する事務的経費でございます。

246 ページをお願いいたします。3 項 1 目運営協議会費でございますが、30 万 6,000 円で前年度に比較し 41 万 2,000 円の減でございます。これにつきましては、委員報酬を年額から日額に改めさせていただくことによる減でございます。

次に、2 款保険給付費の 1 項 1 目一般被保険者療養給付費でございますが、9 億 1,466 万 5,000 円で、前年度に比較し 1 億 786 万 7,000 円の増でございます。一般被保険者 5,100 人分の療養給付費を推計計上させていただいております。

次に、248 ページをお願いいたします。2 目の退職被保険者等療養給付費でございますが、1 億 5,264 万 5,000 円で前年度に比較し 830 万 5,000 円の減となっております。60 歳から 64 歳の退職被保険者 450 人分を推計計上させていただいております。制度改正によりまして、退職被保険者は減少をしております。

3 目の一般被保険者療養費 1,550 万 4,000 円及び 4 目退職被保険者等療養費 385 万円につきましては、柔道整復師などの施術料や治療用具等に要した費用について給付するものでございまして、20 年度の給付実績等に基づき積算計上をさせていただいております。

それから、次に 2 項の高額療養費の 1 目一般被保険者高額療養費は 1 億 428 万 3,000 円、2 目の退職被保険者等高額療養費は 1,185 万 8,000 円でありますが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を超える場合にその超える額について負担するものでございます。

次に、250 ページをお願いいたします。移送費につきましては、省略をさせていただきます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございますが、760 万円で1人当たり38 万円、20 人分を計上させていただきました。

5項1目葬祭費でございますが、275 万円で1件当たり5万円、55 件分を計上させていただいております。

252 ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等の1項1目後期高齢者支援金につきましては、2億 3,801 万 5,000 円で前年度に比較し888 万 2,000 円の増となっております。1人当たり4万 3,251 円の5,500 人分として支援額を積算計上しております。なお、20 年度につきましては、11 カ月分の計算計上でございましたが、21 年度については12 カ月分の計上ということになっております。

4款前期高齢者納付金は事務費を含めまして前期高齢者の偏在、不均衡の調整を図るもので、48 万 4,000 円の納付額でございます。

5款老人保健拠出金でございますが、1項1目老人保険医療費拠出金が2,860 万 6,000 円で、前年度に比較し1,904 万 5,000 円の減でございます。この減につきましては、老人保健制度の改正に伴いまして、本年度は過年度分の精算分のみの計上ということによるものでございます。

次の254 ページをお願いいたします。6款介護納付金でございますが、1項1目介護納付金は8,944 万円で、前年度に比較し2,069 万 6,000 円の減でございます。国保加入者のうち介護保険第2号被保険者分は支払基金へ納付するものでございます。

7款共同事業拠出金の1項1目共同事業医療費拠出金は4,417 万 7,000 円でございますが、共同事業交付金に要する費用として基準拠出対象額に基づきまして積算し、国保連合会へ拠出するものでございます。2目、3目につきましては、省略をさせていただきます。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金は1億 6,220 万円で、前年度と比較し2,513 万 1,000 円の減でございます。県内の市町村の国保間の保険料の平準化、保険財政安定を図る制度として1件 30 万円を超える医療費の対象に一定割合を連合会に納付するものでございます。

256 ページをお願いいたします。8款保健事業費の1項1目疾病予防費でございますが、1,281 万 7,000 円の計上でございます。このうち主なものは、人間ドック200 人分、併診ドック50 人分のほか各種がん検診等の委託料でございます。

2項1目特定健康診査等事業費は1,595 万円で、本年度が2年目となるものでございますが、主なものは特定健康診査等委託料で本年度より健診項目が基本項目に加えまして、20 年度の健診結果に基づき医師が必要と認めるものにつきましては、詳細項目として心電図検査、眼底検査、貧血

検査の3項目を追加して行うこととなっております。なお、特定健康診査の受診率目標は21年度は40%、1,500人分を目標とし、予算計上をさせていただきます。

9款、10款及び11款につきましては、省略をさせていただきます。

最後に、260ページでございますが、12款予備費でございます、1,073万6,000円を緊急対応分として計上させていただきます。

以上をもちまして、21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算の細部についてご説明を申し上げます。

まず、本年度予算の特徴でございますが、老人保健制度につきましては、ご承知のとおり、制度改正に伴いまして、平成20年4月から制度としては廃止をされております。20年度予算につきましては、20年3月分の医療給付費が計上されておりましたが、本年度につきましては、過年度分の未請求精算分についての計上ということになっております。

では、まず予算案の参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。30ページをお願いいたします。1、歳入の構成でございますが、歳入総額は804万4,000円でございます。主なものといたしましては、支払基金交付金が368万5,000円で、構成比が45.8%、次に繰入金でございますが、これは一般会計からの繰り入れでございます、385万2,000円で、構成比は47.9%でございます。

次の31ページ、こちら歳出の構成となっております。主なものといたしましては、医療諸費で705万8,000円、構成比が87.7%でございます。

次に、32ページにつきましては、平成18年度からの医療費の支給状況をグラフ化しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、予算書のほうに戻っていただきまして、278ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款支払基金交付金の1項1目医療費交付金でございますが、367万5,000円で、前年度に比較し5,306万8,000円の減でございます。この交付金は社会保険診療報酬支払基金から概算交付されるものでございまして、交付率は2分の1でございます。

次に、2款国庫支出金及び3款県支出金につきましては、本年度は科目設定でございます。これは21年度の支払い分に対する国庫負担分及び県負担分につきましては、21年度は国庫負担金されず、22年度において一括して精算交付されることとなっているためでございます。

次に、4款繰入金でございますが、1項1目は一般会計繰入金で385万

2,000円でございます。前年度に比較し561万8,000円の減となっております。内訳としましては、医療費分の町繰り入れは負担率12分の1で56万2,000円、事務費分といたしまして47万9,000円でございます。また、後年度精算分の281万1,000円につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、国、県の負担分、こちらが21年度は交付されず、22年度精算ということになっておりまして、その分を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

5款繰越金及び6款諸収入につきましては、省略をさせていただきます。

次に、282ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費の1項1目一般管理費は47万9,000円で、前年比27万4,000円の減でございます。老人保健システム委託料等の事務的経費でございます。

2款医療諸費の1項1目医療給付費でございますが、過年度未請求分として700万円を計上させていただきました。前年度に比較しますと9,310万円の減となっております。

3款諸支出金につきましては、省略をさせていただきます。

284ページでございますが、4款予備費でございますが、50万4,000円を緊急対応として計上させていただきました。

以上をもちまして、老人保健特別会計の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います。34ページでございます。1、歳入の構成でございますが、歳入総額は1億3,973万円でございます。主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料で1億1,129万7,000円、構成比が79.7%、次いで繰入金で2,837万9,000円、構成比は20.3%でございます。

次の35ページをお願いいたします。2、歳出の構成でございますが、主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1億3,748万3,000円、構成比は98.4%でございます。

次の36ページにつきましては、被保険者数の推移予想をグラフ化しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

では、予算書のほうをお願いいたします。予算書296ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料でございます。1目の特別徴収保険料が7,785万8,000円、それから2目の普通徴収保険料が3,343万9,000円、合わせまして1億1,129万7,000円を計上させていただきました。この内訳といたしましては、特別徴収による保険料は全被保険者1,837人を見込みまして、その7割を特別徴

収で見えております。普通徴収につきましては、残りの3割を普通徴収ということで積算計上させていただいております。この徴収の関係につきましては、制度のスタート時には保険料の徴収が特別徴収によることが大原則でございましたが、その後の見直しによりまして、口座振替による普通徴収の範囲が拡大され、現在ではほぼ選択制と言えるような内容にまで見直しがなされているところでございます。

2款使用料及び手数料及び3款寄附金につきましては、科目設定でござい

ます。
4款繰入金ですが、1項一般会計繰入金は1目事務費繰入金が212万1,000円、2目保険基盤安定繰入金が2,625万8,000円でございます。保険基盤安定繰入金は所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものでございます。

5款、6款につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、298ページをお願いいたします。歳出でござい

ますが、1款総務費の2項1目徴収費120万1,000円は、徴収の事務経費でござい
ます。
2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でござい

ますが、1億3,748万3,000円で、前年度に比較しまして642万9,000円の減でござ

います。特別徴収、普通徴収による保険料及び保険料の軽減分を合わせて連合会に納付するものでござい

ます。
3款諸支出金につきましては、省略をさせていただきます。
最後に、300ページをお願いいたします。4款1項1目の予備費でござ

い
ますが、54万2,000円を計上させていただきました。
以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願

い
いたします。
大変失礼いたしました。最後予備費でござい

ますが、54万4,000円を
計上させていただきます。どうぞよろしくお願

い
いたします。
○柳 勝次議長 特別会計の細部説明中ですが、この際暫時休憩いたしま

す。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時42分
○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
細部説明を続行いたします。
続いて、第21号議案 平成21年度嵐山町介護保険特別会計予算議定

について、細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第 21 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

それではお手元に配付させていただいております平成 21 年度予算案の参考資料、ごらんをいただきたいと存じます。38 ページをお願いいたします。歳入の構成を円グラフで表示してございます。歳入総額は対前年度比7%減の8億 8,554 万 7,000 円を計上いたしました。歳入の構成でございますが、保険料2億 349 万 7,000 円で構成比は23%、国庫支出金1億 6,721 万 4,000 円で構成比は18.9%、支払基金交付金2億 5,720 万円で構成比は29%、県支出金1億 2,856 万 8,000 円で14.5%、繰入金1億 2,889 万 6,000 円で14.6%でございます。

続きまして、39 ページの歳出の構成でございますが、ごらんいただきますとおり、保険給付費8億 4,367 万 9,000 円が歳出総額の95.3%を占め、前年度に比較いたしまして6,504 万 3,000 円、7.2%減少しております。保険給付費には要支援1、要支援2の方々を対象に運動機能の向上、それから栄養改善、口腔機能の維持向上を図るための給付が含まれております。

次に、地域支援事業費でございますけれども、表示給付費の2.4%程度の事業費といたしまして1,931 万 8,000 円を計上いたしました。

40 ページをお願いいたします。認定者数でございますが、2月1日現在におきまして546 人の方が介護認定を受けられておりまして、前年同期に比較いたしまして18 人の増であります。この内訳でございますが、認定区分別では要介護2の方が107 人で最も多く、19.6%を占めておりまして、前年度に比較して22 人の増となっております。その他の増減では、要介護4が11 人増加し、要介護3は12 人、要介護5は17 人の減少となっております。介護度が高い要介護4、要介護5の方の全体の占める割合は26%でありまして、前年に比較して6 人の減で2ポイント減少しております。

41 ページをお願いいたします。被保険者数の推移をグラフで示したものでありますが、第1号被保険者数は年々増加している状況でございます。また、高齢化率につきましても毎年1%前後上昇を続けております。平成 21 年度は被保険者数を4,238 人と推計し、予算編成を行いました。

それでは、恐れ入りますが、当初予算書の314 ページをお開き願います。初めに歳入でございます。1款保険料、第1号被保険者保険料でございます。2億 349 万 7,000 円でありまして、前年度に比較いたしまして307 万 2,000 円の増額であります。特別徴収保険料は収納率100%、普通徴収

保険料は 90%の実績ベースを計上いたしました。滞納繰越分は滞納推計額 824 万円、収納率を6%と見込み、49 万 4,000 円を計上いたしました。

2款分担金及び負担金3万 6,000 円は、自立している高齢者に対するショートステイの本人負担分でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1億 4,843 万 7,000 円、前年度に比較いたしまして 1,116 万 1,000 円の減額となります。介護給付費負担金の現年度分はそのままとなります平成 21 年度の標準給付費見込額を8億 4,367 万 9,000 円と推計いたしました。居宅介護サービス給付費につきましては、4億 3,768 万 9,000 円の 20%といたしまして 8,753 万 8,000 円を見込みました。また、施設介護給付費分4億 599 万円の 15%といたしまして 6,089 万 9,000 円を予定しております。

次に、国庫補助金の調整交付金は全国平均を5%といたしまして、市町村の後期高齢者の割合や所得階層の状況等を勘案しまして、市町村間の財政力格差を調整するために交付されるものでありますが、本町では標準給付費の 1.56%の割合で交付されるものと試算いたしまして 1,316 万 1,000 円、前年度に比較いたしまして 1,646 万 3,000 円の減額となる見込みでございます。

次に、2目の地域支援事業交付金でございますが、介護予防事業分に交付されるもので、交付率は 25%、341 万 4,000 円であります。補助対象となります事業は、65 歳以上の高齢者のうち要介護状態になるおそれのある方に対し実施する介護予防特定高齢者施策事業及び第1号被保険者のすべてに対して地域における自主的な介護予防に資する活動や育成支援などの一般高齢者施策事業でございます。

3目の包括的支援事業2事業でございますが、地域支援事業のうち介護予防ケアマネジメント、総合相談、その他介護予防に資する2事業分に交付されるもので、交付率は 40%、220 万 2,000 円でございます。

次に、4款支払基金交付金、1目の介護給付費交付金でございますが、2億 5,310 万 3,000 円、前年度に比較いたしまして 2,860 万円の減額であります。40 歳から 64 歳までの第2号被保険者の保険料相当分でございます。医療保険の保険料と合わせまして納付されるものを一括いたしまして、社会保険診療報酬支払基金に集められ、ここから各市町村の標準給付費に応じて交付されるものでございます。

2目の地域支援事業支援交付金は 409 万 7,000 円を予定しております。

次に、316 ページをお願いします。5款の県支出金の介護給付費負担金でございますが、1億 2,575 万 9,000 円、前年度に比較いたしまして 997 万 7,000 円の減額となります。補助率は居宅分が 12.5%、施設分が

17.5%でございます。

2項の県補助金の地域支援事業交付金 280 万 8,000 円につきましては、事業費見込額の介護予防事業では12.5%が、包括的支援事業2事業では20%が交付されるものでございます。

6款は説明を省略させていただきます。

次に、7款繰入金でございますが、介護給付費繰入金は標準給付費の12.5%、1億 545 万 9,000 円を町負担分として繰り入れるものでございます。

2目の地域支援事業繰入金、介護予防事業の町負担分は12.5%の170 万 7,000 円を、3目の包括的地域支援事業2事業に係る負担分は20%、110 万 2,000 円を繰り入れていただくものでございます。

次のページ、4目のその他一般会計繰入金でございますが、事務費等の繰り入れといたしまして1,448 万 9,000 円の計上でございます。

2項の基金繰入金 613 万 9,000 円は、介護報酬の改定に伴い、保険料の上昇を抑制するために交付される介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

次の8款繰越金、9款諸収入は説明を省略させていただきます。

次に、322 ページの歳出をお伝えします。1款総務費につきましては、前年度とほぼ同様になっておりますが、324 ページの趣旨普及費といたしまして、新たにパンフレットを作成し、全戸に配布する費用として120 万円を計上しております。

次に、2款保険給付費の1目居宅介護サービス給付費でございますが、3億 253 万 5,000 円、前年度に比較いたしまして1,152 万 5,000 円の減額でありまして、保険給付費に占める割合は35.9%でございます。主な給付は訪問介護で6,415 万円、短期入所生活介護で6,682 万円、通所介護で7,016 万円等であります。

次に、3目の地域密着型介護サービス給付費 4,957 万 2,000 円でありましたが、グループホーム利用者への給付でございます。

次に、326 ページをお願いします。5目の施設介護サービス給付費でございますが、3億 6,989 万 2,000 円、前年度に比較いたしまして3,544 万 6,000 円の減額でありまして、保険給付費に占める割合は43.8%でございます。平成20年度の施設サービス利用者の実績見込みを勘案し減額するものであります。

次に、328 ページをお願いします。9目の居宅介護サービス計画給付費であります。居宅介護サービス利用に係るケアプランの作成報酬として2,996 万 1,000 円を10割給付するものでございます。

次に、2項の介護予防サービス等諸費でございますが、介護認定で要支援1、要支援2と判定された方に対して、運動機能の向上、栄養改善及び口腔機能の向上を取り入れた介護予防サービスを提供することによりまして、重度化を抑制、または原状維持、居宅での生活が送れるようサービスを提供していくものでございます。

1目の介護予防サービス給付費は3,029万6,000円でございます。

次に、330ページをお願いします。5目の介護予防サービス計画給付費437万2,000円は、介護予防ケアプランの作成費用延べ916人分であります。

332ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス等費は、利用者の負担の軽減を図るため、20年度の実績見込みから1,891万9,000円といたしました。

5項の高額医療合算介護サービス等費は医療費、介護費の両方が高額になった世帯に自己負担の限度額を超えた分を支給しまして負担の軽減を図るものでございます。

次に、334ページをお願いします。6項の特定入所者介護サービス費は低所得の方の施設利用が困難とならないように負担軽減を図る給付でありまして、3,151万1,000円といたしました。

336ページをお願いします。3款地域支援事業費でございます。1目の介護予防特定高齢者施策事業費の759万円は、65歳以上の高齢者のうち要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を抽出いたしまして、予防悪化防止を目的として実施する事業でございます。対象者は高齢者人口のおおむね5%程度を予定しております。実施事業は通所介護型予防事業といたしまして、いきいきふれあいプラザやすらぎやなごみにおけるトレーニングや栄養改善などの事業を予定しております。

2目の介護予防一般高齢者施策事業につきましては、すべての高齢者を対象に地域における自主的な介護予防に資する活動の育成支援を目的としたものでございます。事業費は622万2,000円を見込んでおります。主な事業内容につきましては、13節に掲げてございます委託料の説明欄中に掲げました事業をご高覧願います。

次のページ2項の包括的支援事業2事業でございますが、包括的、継続的にケアマネジメントを行いまして、その評価を実施いたしまして高齢者の総合相談窓口となり、虐待防止あるいは権利擁護等の施策の推進を図る事業でございます。このうち5目の2事業費459万1,000円は、配食サービス事業が主な内容でございます。

340ページをお願いいたします。4款、5款は省略をさせていただきます。

6款予備費につきましては、705万7,000円といたしました。

最後に、給与費明細書につきましては、ご高覧を願います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 最後に、第22号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び第23号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定について、細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、議案第22号の細部説明を申し上げます。

353ページをお願いいたします。事項別明細の総括ですけれども、まず歳入ですけれども、1款の分担金及び負担金、これが本年度予算額が7,948万5,000円ということで、歳入割合は10.3%、昨年に比較しますと7,528万2,000円の増ということでございます。

それから、2款の使用料及び手数料1億9,995万7,000円、歳入割合は25.9%、昨年に比べると1,283万6,000円の減と、割合だと6.0%の減となっております。

それから、3款の国庫支出金、これは6,300万円、歳入割合は8.1%でございます。昨年度に比べると2,450万円の増と。

それから、4款の繰入金、これにつきましては2億円ということで、歳入割合は25.9%、前年度は2億4,000万ということですから、4,000万円の減ということでございます。21年度につきましては、分担金及び負担金のところがふえているということで、これで何とかなるということでございます。

それから、7款の町債が2億2,080万円ということで歳入割合については28.6%でございます。そして、歳入合計は7億7,334万6,000円で、昨年度に比べると604万6,000円の増ということでございます。

それから、次のページ354ページをお願いいたします。今度は歳出ですけれども、一応4款ありますけれども、2款の事業費、これが3億3,689万2,000円、歳出の割合については43.6%。

それから3款の公債費、これが3億7,813万8,000円、これ48.9%ということでございまして、半分ぐらいが公債費の支出ということでございます。歳出合計が7億7,324万6,000円ということでございます。

356ページをお願いいたします。細かく見ていきたいと思えます。まず、1款の分担金及び負担金のところの1目下水道事業負担金、この説明欄が357ページの一番上のほうですけれども、下水道事業の受益者負担金ということで7,948万5,000円ということで、21年度につきましては、新しく川

島地区と菅谷の駅西地区で賦課をいたします。対象者については384名、賦課の対象面積が16万794平方メートルということでございまして、このところの新しいところで1平米660円ということでありますので、7,586万円ほど見ております。これは一括納付とそのあと5年間に分割して納付してもらうわけですが、この賦課対象面積すべてが掛けて660円という数字ではありません。ですから、大体一括納付の割合を65%ぐらいに見ております。それから、後はこのところは東原の土地区画整理からもらってまして、21年度、これ最終の年度になりまして、このところは3,950.74平米に660円を掛けて260万7,488円、これは見ているということでございます。あとその他ということで、合計が7,948万5,000円となるものでございます。

それから、第2款の下水道の使用料なのですが、これは1億9,992万円ということで、前年度が2億1,273万円ということで、それに比べると1,281万円ほど減っております。前年度につきましては、当初予算を少し多目に見てしまったということでございます。19年度決算につきましては1億9,413万6,300円ということで、19年度決算から比べると2.98%の増ということでございまして、供用開始の面積が平成20年度が10.72ヘクタール、平成21年度が8.92ヘクタールということで、こういうところは使用料の増加要因になるということでございます。

それから、第3款の国庫支出金につきましては6,300万円で補助率が2分の1ということでございます。

それから、第4款の繰入金、これが2億4,000万円から2億円になったということで、平成20年度につきましては、補正後については2億5,900万円いただいておりますので、かなりの減額に、補正後だと5,900万円の減になっているけれども、先ほど申し上げましたように、21年度についてはこの受益者負担金で賄うということでございまして、22年度についてはもう少しこの金額だと間に合わなくなるかなというふうには考えております。

それから、次のページ、358ページをお願いいたします。第7款の町債でございしますが、このところ下水道事業債1億1,520万円、それから借換債1億560万円とありますけれども、この借換債なのですが、平成21年度につきましては、利率が年利が5.5%の旧大蔵省の資金運用部資金、これを繰上償還するために借りかえをするということで、繰上償還の対象については2本ありまして、合計額が1億564万354円ということで、この2本とも平成4年の5月に発行して、最終償還年度が平成34年の3月ということで、30年償還のものでございます。これによりまして、年利5%以上の町債はなくなるということでございます。なお、対象のこの町債2本の未償還の利子額、

これについては4,006万3,814円と、約4,000万円が未償還利子ということでございます。

続きまして、歳出のほうをお願いします。360ページお願いいたします。これ一般管理費なのですけれども、これが前年度に比べると552万4,000円減っております、5,535万3,000円ということでございますが、職員数が一応5人から4人ということで、繰り上げ償還の前提となります財政健全化計画の一環ということで職員数を1人減らすということでございます。

361ページの8節の報償費、ちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、796万7,000円であります。平成20年度については7万2,000円でありましたので、これふえているわけですが、これにつきましては、受益者負担金の納期前納付の報奨金ということで、一括納付の場合には1割を報奨金として還付をするということでございますので、その報奨金でございます。これにつきましては、795万9,000円を見ております。

続きまして、362ページをお願いいたします。363の一番上の負担金補助及び交付金、これ447万9,000円なのですけれども、平成20年度は639万8,000円でした。この減額については、上下水道課長の人件費の負担金が207万円ほどあったわけなのですけれども、平成21年度については課長の人件費は水道事業会計で賄うということでございます。

それから、363ページの真ん中辺の工事請負費、建設事業費なのですけれども、ここの中の15節の工事請負費、それが1億3,227万5,000円ということなのですけれども、詳しいものについては、予算の参考資料のほうに48ページに載っておりますけれども、この場所については、ほとんどが川島ということでございます。川島地内の面積は約5ヘクタール、延長が1,650メートル、それから平沢地内が約1ヘクタール、延長が220メートル、これを見ておりまして、その辺の工事請負費でございます。

それから、建設事業費のその下の負担金補助及び交付金のところの2,226万2,000円、市野川流域下水道事業負担金ですけれども、これにつきましては、市野川の水循環センター内の建設工事の負担金ということで、嵐山町の負担割合が30.6%ということでございます。

それから、この下の今度維持管理費ですけれども、365ページをお願いいたします。365ページの上のほうの19節の負担金補助及び交付金1億2,634万4,000円ということで、右側に市野川の流域維持管理負担金ということで1億2,599万4,000円、これにつきましては、20年度が1億956万円ということで15%ほどの増になっておりまして、年間151万8,000立米を見ております。これに83円を掛けたという数字でございます。

それから、第3款のこの公債費、元金のところが2億7,202万8,000

円ということで、右側の 365 ページの償還金利子及び割引料、そのまま2億 7,202 万 8,000 円、これにつきましては、これは繰り上げ償還の1億 564 万円がプラス要因になっているということでございます。

それから、一番下の予備費については、286 万 3,000 円ということでございます。

それから、373 ページをお願いいたします。地方債の調書なのですが、前々年度末の現在高については 34 億 8,166 万 5,000 円、前年度末現在高見込額、これが 34 億 3,887 万 7,000 円、それで当該年度中に起債が2億 2,080 万円で、償還が2億 7,208 万円ということで、当該年度末の現在高の見込みが 33 億 8,764 万 9,000 円ということで、5,122 万 8,000 円の減になるということでございます。

以上で下水のほうを終わらせていただきまして、続きまして、水道事業の会計に入ります。

377 ページをお願いいたします。まず、業務の予定量ですが、給水戸数については第2条、7,420 戸、それから年間の総配水量については 317 万 5,500 立米、1日平均配水量については 8,700 立米です。それから、主な建設改良費については、第1浄水場の送水ポンプの交換工事、第3水源の電気設備交換工事、第3配水場流量計・変換器交換工事並びに老朽管布設替工事とするということでございます。

それから、第3条の収益的収入及び支出でございますが、これは税込みです。事業収益が5億 2,544 万 6,000 円、それから事業費用が5億 365 万 9,000 円、それから資本的収入及び支出でございますけれども、資本的収入については第4条で 200 万円、それから資本的支出につきましては2億 6,694 万 9,000 円ということで、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億 6,494 万 9,000 円については、過年度分損益勘定留保資金1億 4,097 万 5,000 円、減債積立金 4,390 万円等で補てんをするというものでございます。

それでは、細かく見ていきたいと思えます。392 ページをお願いいたします。予算の執行計画、392 ページです。収益的収入及び支出なのですが、まず1款の事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道料金ということで、これが水道料金が4億 9,020 万円というふうに見ております。これにつきましては、年間の総有収水量 269 万 9,000 立米、これにつきましては有収率については 85%を見ております。これは前年度に比べると 1.57% の減ということでございます。1立米の単価につきましては、税抜きで 173 円、税込みで 181.65 円ということで、これに年間の有収水量を掛けて4億 9,020 万円になったということで、これが全体の収入の 93.29%を占めて

おりまして、この水道料金につきましては、平成 20 年度に家庭用の水道料金を値下げしております。基本料金を5立方メートルに引き下げております。1,000 円のところが500 円ということで半額になっているということでございます。一般に月 25 立米のところあたりの一番多く使うところで平均で 7.27%ぐらいの減になっているということでございます。

それから、このところの3目その他営業収益、このところの雑収益 2,680 万 2,000 円のところなのですが、これは昨年と同じですけれども、新設の加入金、これが 2,209 万 2,000 円ということなのですから、これにつきましては、最近新設する人が減っているのですけれども、13 ミリを一応 90 件、これが 15 万 7,500 円なのですから、加入金が。20 ミリが 20 件、36 万 7,500 円、加入金が。25 ミリが1件ということで 56 万 7,000 円、これを足した数字になっております。

それから、3節の他会計負担金 81 万 3,000 円ということで、消火栓の維持管理費ということで1基 3,000 円掛ける 271 基ということで予算化をしております。

それから、営業外収益なのですから、この他会計負担金、昨年度 207 万ということで、先ほど下水道のほうの会計のほうで、下水道のほうで出さないということでございますので、水道課のほうもこのところでゼロということにさせていただきました。

それから、次の2目の受取利息及び配当金ということですから、これは 545 万円ということで、昨年度に比べると 95 万円ほど伸びておりますけれども、20 年度の補正予算後につきましては、このところが 690 万円になっております。それと比べると 145 万円の減ということで、日銀の政策金利の引き下げの影響があるということでございます。預金金利については 195 万円、有価証券利息につきましては、350 万円ということでございます。なお、この有給証券につきましては、利付国債と県債ということで、社債等は入っておりません。

それから、次のページの 393 ページなのですから、支出のほうです。まず、1目の原水及び浄水費のところの 13 節の受水費 5,021 万 7,000 円ということですから、これにつきましては、埼玉県、県水の受水費ということで、これがほとんどなのですから、これが平成 21 年度については 76 万 8,890 立米、1年間、これに 61.78 円掛ける 1.05 ということで約 5,000 万円ほど見ておるとということでございまして、有収水量の 28.5%が県水ということでございます。

それから、2目の配水及び給水費の 393 ページの一番の下6節の委託料 933 万 3,000 円なのですから、このところの一番下に漏水調査

業務委託 703 万円がありますけれども、これについては、今町内を2つに分けて実施をしております、平成 21 年度につきましては、市野川以南 99 キロメートルを予定をしております。

それから、394 ページの4目総係費なのですけれども、このところの給料、これが総係費全体で 999 万 6,000 円というふうにふえておりますけれども、これにつきましては、職員の1名増ということで、すみません、職員給料のところで4名分となっておりましたが、これを5にすみません、訂正をお願いいたします。4名が5名ということでお願いいたします。この辺のところの1名の増ということでございます。

それから、395 ページの委託料のところの水道業務の委託料、上の備考欄のところの上から4番目、1,448 万円ですけれども、これにつきましては、前年度が 1,665 万 2,000 円ということで 217 万 2,000 円の減ということでございます。検針だとか開栓、閉栓等あるいは窓口業務等の委託料ということで、来年度から業者が変わるということでございます。

それから、396 ページをお願いいたします。5目の減価償却費なのですけれども、これについては1億 5,577 万 4,000 円で、184 万 4,000 円の増。有形固定資産の減価償却費ということでございます。

それから、6目の資産減耗費、これは 100 万円から 900 万円に 800 万円ほど大きくふえておりますけれども、これは平成 20 年度に用途廃止になります送水ポンプ等の固定資産の除却費用ということで、これが大きくふえる原因ということでございます。

それから、2項の営業外費用、1目の支払利息及び企業債の取扱諸費、1節の企業債利息 1,604 万 2,000 円なのですけれども、ここで 319 万 9,000 円ほど減っておりますけれども、企業債につきましては、第2次拡張事業ということで、志賀の山の上の水道タンク、水道庁舎等の建設で、昭和 55 年に発行した企業債の償還が平成 21 年度で終わるということですので、それは入っていますけれども、22 年度からは少なくなるということでございます。年利は 7.15%、8.50%、こういう高いやつがここでなくなる、21 年度でなくなってくるということでございます。

それから、397 ページをお願いいたします。資本的収入負担金のところですが、工事の負担金が 200 万円、これは下水道工事に伴うものでございます。

それから、資本的支出でございますが、2目の浄水場施設費、工事請負費の1億 4,090 万円、これは昨年度に比べると 7,892 万 2,000 円ふえております。これはあと配水本管の施設費 5,950 万円、これにつきましては 5,930 万円ほど減っておりますが、どんなところをやるかといいますと、

予算の参考資料のほう見ていただきたいと思いますののですけれども、急に申しわけありません。55 ページ、一番最後のページです。55 ページにこの工事請負費の説明があります。浄水場の中で第3水源の電気設備、ポンプ制御盤、高圧受変電盤、発電機の交換工事ということで、これは第3水源のところにあるやつですけれども、これは昭和 55 年、第2次拡張事業で設置したものであります。ですから、これを交換するということで、耐用年数については20 年ということで、28 年ほどたっておりますので、これを交換をするということでございます。

それから、配水本管布設費のところのこの工事ですけれども、町道の1-18 号、これは鎌形でこれが 150 ミリの口径のものを 250 メーターほど設置すると。町道の1-10 号が 280 メーター、川島、町道 151 号線が 260 メーター、町道2-17 号、志賀とここにありますが、志賀の金平橋の跨線橋、これをまたぐものだそうです。平成 21 年度については、こういったものやっていくということでございます。

すみません、もう一回、予算書の 398 ページをお願いいたします。一番最後ですけれども、企業債の償還金ということで、企業債の元金の償還金が 4,399 万 5,000 円ということで、企業債の残高はどのぐらいあるかと申し上げますと、386 ページの貸借対照表をお願いいたします。386 ページの貸借対照表の一番下のほう、資本の部の自己資本金、その下に借入れ資本金というのがありますけれども、2の企業債3億 9,629 万 245 円、これが平成 21 年度末の企業債残高になるということでございます。

後の貸借対照表だとか、損益計算書等については、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

これにて平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件、ほか6 件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は予算議案7件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

本予議案7件の審査に当たっては、会議規則第 39 条の規定により、13 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審

查いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案7件は、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案7件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案7件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○柳 勝次議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時28分

再 開 午後 3時52分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○柳 勝次議長 休憩前に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、藤野幹男議員、副委員長、河井勝久議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

藤野幹男議員。

〔藤野幹男予算特別委員長登壇〕

○藤野幹男予算特別委員長 一言申し上げます。

ただいま平成 21 年度予算特別委員会の委員長として選任されました藤野でございます。大変ふなれでございますが、皆様方のご協力をいただきまして、順調に進めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、副委員長、河井議員になりましたので、副委員長ともどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○柳 勝次議長 ありがとうございました。

◎議案第25号～議案第30号の上程、説明、質疑、委員会
付託

○柳 勝次議長 日程第 14、第 25 号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件、日程第 15、第 26 号議案 町道路線を廃止することについて(開発行為・越畑地内)の件、日程第 16、第 27 号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第 17、第 28 号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件、日程第 18、第 29 号議案 町道路線を認定することについて(開発行為・越畑地内)の件及び日程第 19、第 30 号議案 町道路線を認定することについて(開発行為・川島地内)の件、以上6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、最初に議案第 25 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 25 号は、町道路線を廃止することについて、道路台帳の補正の件でございます。道路台帳の補正を実施することに伴い、路線の再編成を行うため、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を廃止するものでございます。

次に、議案第 26 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 26 号は、町道路線を廃止することについて、開発行為・越畑地内の件でございます。開発行為に伴い、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第 27 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議

案第 27 号は、町道路線を廃止することについて、町有財産払下申請の件でございます。町有財産払い下げ申請に伴いまして、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を廃止するものでございます。

次に、議案第 28 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 28 号は、町道路線を認定することについて、道路台帳の補正の件でございます。道路台帳の補正を実施することに伴い、路線の再編成を行うため、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

次に、議案第 29 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 29 号は、町道路線を認定することについて、開発行為・越畑地内の件でございます。開発行為に伴い、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

次に、議案第 30 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 30 号は、町道路線を認定することについて、開発行為・川島地内の件でございます。開発行為に伴い、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村都市整備課長。

〔木村一夫都市整備課長登壇〕

○木村一夫都市整備課長 それでは、議案第 25 号、26 号、27 号、28 号、29 号、30 号の細部説明を行います。

議案第 25 号は、町道路線を廃止するもので、道路台帳整備の補正に伴うもので、県営補助整備事業市野川第 1 地区に伴う廃止が 48 路線で、延長 7,099.12 メーターでございます。

次に、町道菅谷 258 号線で延長 45.2 メーターでございます。廃止路線数 49 路線、延長 7,144.32 メーターでございます。

次に、議案第 26 号は町道路線を廃止するもので、場所は越畑地内で、県道熊谷－小川－秩父線の関越道のボックスをくぐった先に三沼というものがございまして、その反対側の民間の開発行為に伴う都市計画法 34 条第 12 号の規定により、区域の申し出るものの廃止で 2 路線で、延長 431.94 メーターでございます。

議案第 27 号は、町道路線を廃止するもので、国有財産譲与申請払い下げ申請に伴う廃止で、隣接土地所有者の吉野マサオ氏からの申請のもので、場所は菅谷 9 区内にありまして、清水小児科アレルギークリニックから

国道 254 号バイパスへ向かう方向約 20 メーターの先の右側でございまして、1 路線で延長 22 メートル、幅員 1.8 メーターでございます。

次に、議案第 28 号は町道路線を認定するもので、県営補助整備事業市野川第 1 地区の冠水に伴う道路台帳整備を行ったものが 46 路線で、延長 7,261.33 メーターと町道菅谷 258 号線で延長 45.14 メーターの 1 路線で、認定路線数 47 路線、延長 7,306.47 メーターでございます。

次に、議案第 29 号は町道路線を認定するもので、場所は先ほどの議案第 26 号にて説明しました越畑地内の開発行為に伴う開発エリア外となる町道の認定 1 路線で、町道越畑 198 号線で、延長 119 メートル、幅員 1.25 メーターから 2.02 メーターでございます。

次に、議案第 30 号は町道路線を認定するもので、民間の開発行為に伴う道路敷の寄附採納に伴うもので、場所は川島为天沼から県道都幾川-熊谷線に約 100 メーターほど先の右側でございまして、1 路線で、延長 48 メートル、幅員 6.0 から 13 メーターでございます。

なお、図面につきましては、委員会控え室に掲示しておりますので、ご高覧願えればと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は町道路線廃止及び認定議案 6 件を一括して行います。

どうぞ。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 議案第 26 号と 29 号の関係なのですが、つけかえ道路という認識ではないのでしょうか。29 号の廃止がこれ開発ですからエリア内になるのだと思うのですけれども、29 号が同じ開発のところでエリア外というお話だったのですけれども、エリア外ですと町道そのものはあったのかなというふうに思うのですが、その開発をされるところの進入路という位置づけなのではないでしょうか。どういうふうな位置づけなのか、お聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

26 号につきましては、エリア外にエリアの外になる路線が起点、終点が結ばれてまして、エリアのところ途中で路線が切れるわけなのです。それでその路線がつながっていたものが途中で切れるますので、その路線を一たん廃止しまして、残った路線をエリアからの外になる路線を再認定をかける

というものでございます。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それと 26 号の廃止の部分については、どういう処理になるのですか。ここの部分については、路線を廃止してその開発行為の中で処理をするという形になるのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 開発エリアの中につきましては、土地の賃貸借契約など結ばれている路線に接続する部分なんかもありますので、その中で払い下げをするのか、賃貸借、町のほうで貸すのかという考えになるかと思えます。これは廃止をして、今後開発業者との話し合いになるかと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 25 号議案、第 26 号議案、第 27 号議案 町道路線を廃止することについての件及び第 28 号議案、第 29 号議案、第 30 号議案 町道路線を認定することについての件、以上 6 件につきましては、会議規則第 39 条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました第 25 号議案、第 26 号議案、第 27 号議案 町道路線を廃止することについての件及び第 28 号議案、第 29 号議案、第 30 号議案 町道路線を認定することについての件、以上 6 件につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により2月 26 日及び 27 日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月 26 日及び2月 27 日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時05分)